

第14回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2004.10.31)

出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

小林総務部長、八重田企画局長、吉澤市町村課長、阿部情報政策課長、合木国際課長 ほか

事務局：

それでは定刻になりました。私は審議会の事務局を務めます市町村課の佐藤正行でございます。審議事項に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。本日は委員の皆様、全員のご出席をいただきまして、第14回長野県本人確認情報保護審議会をただ今より開催いたします。

本日、田中知事は所用のため欠席をさせていただいております。ご了承をお願い申し上げます。また、本日は8月の審議会に引き続きまして県の事務、特にパスポート事務における住基ネットの利用につきましてご審議をいただきたいと思っております。併せまして、より安全なネットワークの検討状況、公的個人認証サービス関係のご報告もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは審議事項に入らせていただきます。不破会長様、よろしくお願いたします。

不破会長：

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。それでは審議事項に入らせていただきます。なお本日は12時終了を大体の目途とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。まず、審議事項1「より安全なネットワークの検討状況について」、事務局からご報告をお願いします。

阿部情報政策課長：

おはようございます。情報政策課長の阿部精一でございます。

それでは1番をお願いいたします。「より安全なネットワークシステムの検討状況について」ということで、資料の1番をお願いいたします。2つございまして、1点がセキュリティ指針の策定ということでご説明をさせていただきます。もう既にご案内の県、市町村、広域連合あるいは自治振興組合で構成しております長野県電子自治体協議会というものがございまして、129団体が加入しておりますけれども、この協議会におきまして、住基ネットを含めて自治体が管理しておりますネットワークシステムをより安全に運用するために、セキュリティ指針というものを過日策定いたしましたものでございます。16年の7月2日でございます。こちらは、資料をめぐっていただきまして、資料1-別紙1をご覧ください。庁内LANをより安全に運営管理するために、下記にしたがって別紙の「長野県電子自治体セキュリティ指針」を策定するというものでございまして、この指針の位置付けでございますが、大きく5項目ございまして、市町村等のネットワーク管理者が実際に運営管理する際の具体的な内容とするもの。そして、主に技術的な項目、システム的な項目を対象として、必要に応じてその他の項目内容を追加するというものでございまして、3番目には、今、各市町村の皆さんもセキュリティポリシーというものを策定していただいております。この中には具体的な対策基準もございまして、こういったものをマニュアル的なものである実施手順に反映できるものにしたということでございまして、それから4番目として、指針とかセキュリティポリシー及び実施手順の内容をネットワークを利用する全職員に周知徹底していきたいという考えでございます。最後に、全体の中で項目の位置付けが分かりやすいように、またチェックが容易となるように、別紙のとおり表形式指針とするということで、指針の文章の中には「サブコントロール(管理状況)」の内容を基本としたというものでございまして、これの具体的な資料は、委員の皆様にはお手元に非公開の資料ということで差し上げてあるかと思っております。

不破会長：

封筒の中に入っている「長野県電子自治体セキュリティ指針」平成16年7月2日付けの「非公開」と書かれている資料ですね。

阿部情報政策課長：

申し訳ございません。この作成手順の中で、今回、こういった細かいものを作ったわけなんですけれども、これが指針なんです。総務省が従前に地方公共団体における情報セキュリティ監査の在り方に関する調査研究報告書という中で、セルフチェックポイントということで984項目、1,000項目近いチェックポイントを既に各自治体にお示しいただいたわけなんですけれども、そういったたくさん数ある中で、特に今各自治体が抱えている喫緊の問題点みたいなものを拾い出したものをこのチェックリストにしたものでございます。ですから、電子自治体の中のセキュリティワーキンググループで積極的に審議をいただきまして、そういう中でより自分たちに身近な問題をピックアップした長野県バージョンの指針ということで作らせていただいたものでございます。この中には、特にワーキンググループの皆さんから出た意見を尊重いたしまして、加えて、この審議会でもいろいろお世話になっております住基の実験から出てきた対策というものも盛り込ませていただいております。具体的には今の横長の表ですと4ページ、一番最後のページを見ていただくと分かりやすいかと思うんですが、例えば54番というものがございまして、「住基実験からの対策」ということでマネジメント領域というのをお示ししてございますけれども、この中で例えばサブコントロールという中に、「不正な接続を防止するため、HUBを施錠できる箱に収納する」というようなことを具体的に明記いたしまして、これについては、先の実験で対策としても同じことをご指摘いただいているものですからここに盛り込んでございます。「住基対策」と表にございまして、この「4-1-1」というのは報告書のところにありました対策ということでございまして、それから、優先区分というのがございまして、A、B、Cというふうにランク付けをいたしまして、Aは必須項目、Bは推奨項目、それからCは個別に団体によって対応していただいたらどうかというような項目になっておりまして、例えば今の事例ですと、HUBがむき出しになっているものですから施錠をしたらどうか、箱の中に入れたらどうかというご指摘もいただいたものですから、自治体によっていろんな関係がございまして、これは推奨項目というのに整理したというものでございます。このようなかたちで64項目について自治体の職員の皆さんからいただいた意見をもとにした長野県版のセキュリティ指針だということで考えております。これが指針の説明でございます。

それから戻っていただきまして、最初の資料1にお戻りいただきたいと思っております。新たな住基ネット網の構築ということで少しご報告させていただきたいと思っております。四角く括弧でございまして、15年8月19日の第9回の本審議会におきまして、委員の皆様からより安全な住基ネットのご提案をいただきました。もう十分ご案内のとおりでございますが、4次案までということで、1次案としてのインターネットとの物理的接続の解消。そして2次案の県独自のネットワークの構築。3次案の共同センターの設置。そして4次案としては、全国センターへの委任の再検証をしたらどうかということをご提案いただいたわけでございます。そしてこの一番目のインターネットの物理的な接続解消につきましては、右側のほうの四角にございまして、各市町村を実際に訪問をいたしまして助言を申し上げる中で、ほぼ全市町村で解消できた状況でございます。それから、2次案以降についてでございますが、県で16年の6月に「高速情報通信ネットワークの整備・運営方針」というものを出させていただきまして、この中においても、審議会からのご提案を考慮に入れまして、集約して移行する方向性というものを示させていただいたところでございまして、これを受けて、電子自治体協議会、先ほど申し上げた協議会がこの10月20日にございまして、その中の高速ネットのワーキンググループの案の中にもそのことを反映させたものを出させていただいて、総会においては、事務レベルではございまして、集約・移行の方向性というのが有効な方法ではないかということで一定の了解を得られたものでございます。これが今現在の状況でございまして、これからの進め方でございまして、最終的にはこの集約・移行についてはそ

それぞれの各自治体の首長さんのご判断になりますから、この電子自治体協議会の意向を今、持ち帰っているところでございます。それぞれの中で担当課長なりがそれぞれの市長にご説明をする中でご理解を得たいと。そこで意思決定をしていただきたいと考えております。それからもう1つ並行して進んでおりますのは、右側でございます、高速ネットワークの中でもその検討を進めておりまして、こういったことも具体的に考える組織というものもございます。こちらの関係は、資料が飛んで恐縮ですが、資料1 - 別紙2という資料があるかと思えます。こちらに高速情報ネットワークの整備・運営ということで今、進めておるわけでございますが、特に中ほどに課題と解決方法というものがございまして、今後の電子自治体の推進に伴う需要増大への対応、より安全なネットワークの構築ということを1つの大きな課題ととらえてございまして、矢印がございまして、行政情報ネット（LGWAN、住基ネット等）を集約・移行、セキュリティの高いネットワークを構築したらどうかということ、このネットワークの運営方針の中に示しておりまして、このための研究を既に始めているところでございます。そして、一応16年度中にはこういったことを考える運営組織を立ち上げるということで既に動いておりますから、そちらのほうでもこの方針に沿って具体的にどうするかたちで長野県に導入していくかということ、今検討をいただいている段階でございます。ですから、これと並行して最終的には全体の首長さんなりの判断をいただいております。より安全なネットワーク、審議会からもご提案いただいたネットワークの2次案、3次案のところまでは進めていけるのではないかとということで、今、そういう状況でございます。簡単でございますが、ご報告させていただきました。

不破会長：

はい、ありがとうございます。昨年の8月に長野県独自の安全策ということで、この審議会で1次から4次までの案を出させていただいて、具体的な提言を審議会でさせていただいたと。その実施を県に言ってきたわけで、正直、昨年はなかなか安全策が実施されなくて、審議会で何度も県の対応について一部批判もさせていただいてきたわけですが、現在では、今、課長さんのほうから報告があったとおり、1つは県が実施した侵入実験の結果というものもきちっと踏まえた安全策、具体的な安全策というものがまとまってきた。しかも非常に画期的なのは、市町村と同じテーブルについて、むしろ、今、非公開になっておりますけれども、電子自治体セキュリティ指針というのは、県も参加するけれども市町村が主体的にワーキングを開催して、そこで作ってきた独自の安全策指針が出てきていると。県が一方向的に押し付けた指針ではなくて市町村から出てきた指針。それに県が手助けをして作られた指針が出てきている。そこにはきちっと住基の対策、それから侵入実験を踏まえてのより具体的に明らかになった問題点を改善していくための策というものも入っているということだと思います。

また県の県域ネットワーク構想にも安全なネットワークづくりの安全策というのが取り入れられてきて、今、報告がありましたとおり、着実に安全策というものが実施されつつあるということは確かかと思えます。この点について各委員さんのほうからご意見をいただきたいと思います。中澤さん。

中澤委員：

私はございません。

不破会長：

よろしいですか。では、吉田さん、いかがでしょうか。

吉田委員：

セキュリティ指針ですね。非公開になっておりますけれども、かなり技術的には細かく指摘をいただいているものと認識しております。これは是非とも実施していただいて、あとは、現時点で業者さんとのアウトソースの契約の部分とか、あろうかと思えますけれども、そういった契約の部分ですね。責任分界点の部分、このあたりを明確にしていくかたちの方針を立てていただいて、自治体の皆さんの

責任範囲、それを明確にさせていただいた上で個人情報の取り扱いという対策を進めていただきたいと思います。

不破会長：

そうですね。あと吉田さんがよくおっしゃっているペネトレーションテスト、市町村が健康診断のような意味でセキュリティの監査を受けたほうがいいと、業者にやってもらったほうがいいというものについても、是非その点、県が少し補助をすとか、何か市町村がやりやすいような仕組みというものを考えていただく必要があるのではないかなと思うんですけれども。

吉田委員：

そうですね。民間の企業ですと、ISMSという言葉で「情報セキュリティマネジメントシステム」というところが非常に今、話題になっておりますけれども、情報セキュリティマネジメントという観点で見れば、いわゆるPDCA、「Plan」「Do」「Check」「Action」とよく言われます。このPDCAの運用をしてください...、なんですけれども、現実にはCAPDなんです。まずチェックをやってください。まずチェックをやって上でアクションを起こしてくださいと。それからプランですねと。あとドウですねという順番が最も現実的なんです。プラン、ドウまでやって終わってしまうと、ただの勉強会で終わってしまいます。プラン、ドウまでやっているところは非常に多いんですけれども、チェック、アクションができていないところがほとんどですね。順番としてはやっぱりCAPDという順番で、今どうなっているのかを知ると。そこから情報セキュリティマネジメントをやっていただく。これがやっぱりマネジメントというかたちで非常に重要なことだと思います。

不破会長：

ありがとうございます。清水さんはいかがですか。

清水委員：

そのセキュリティ指針を県が一方的に決めて、それを提案していくというかたちじゃなくて、県内の各自治体と協力しながらやっていくというかたちで作ったのはいいと思います。従来の一方的に落下傘式に降りてきて、このとおりやれっていうのは全然作りが違って、非常にいいやり方だと思います。が、問題は、その実行ですよ。「こうできるといいよね」という方針を作っても、それが実行できなければ意味がないので、その実行性の担保というところがどうなっているのか。これが各自治体でばらついてはいけないので、そのあたりはどんなふうに議論がされているのか。ルールは作るけれども守られないということが、よくありがちです。今回、県や各自治体が集まって作ったことはそれなりに意味があるわけなので、その実行性の担保についてはどういうふうに議論がされているのか。そこは知りたいところです。

不破会長：

はい。課長、いかがですか。

阿部情報政策課長：

今、清水さんご指摘の点で、私、先ほど説明を漏らしてしましまして、その部分は資料1の1の(2)のところに記載してございまして、今を含めてご説明させていただきます。

資料1の1.セキュリティ指針の策定の中の(2)のところに、協議会のセキュリティ対策ワーキングにおいて、次のようなセキュリティ向上策を検討中という項目がございます。実は、今清水委員さんご指摘のとおり、指針を作ることが目的でございまして、適正に運用されるか実行させることが一番大事だという中で、このワーキングのメンバーの中でも、指針はメンバーは一生懸命やったんですけれ

ども、参加されていない市町村の皆さんにもご理解いただかなければいけないということで、実際に活用できているかどうかということのアンケート調査を例えばやっていきたいと。そこで逆に指針に対する意見も、またやってみての意見も伺いたいということも考えています。それから、協議会の中に自分たちが自ら監査チームを設置して、市町村にお出掛けして監査をやったらというような、こういう積極的なご意見も出ております。それから、一番大事な全職員の意識向上のためのセキュリティ関係のe-ラーニングシステムというものを作ったらどうだというような、こういう非常に前向きな、われわれにとっても非常に頼もしい意見も出ておまして、出ただけではなくて、やはり浸透するようにということワーキングでも考えていただいております、今、そんな状況でございます。先ほど説明がちょっと落ちてしましまして、すみません。

不破会長：

私もいくつかの市町村を回らせていただいているんですけども、今は市町村のセキュリティに対する意識というものはものすごく高いものがあると思うんですね。だから、今、課長から報告があったとおり、きちっとこれをやっていこうという実行性のあるかたちでこの指針が作られている。だから、その中には県に対する要望も出ていて、先ほどのペネトレーションテストのための費用負担の検討なども書いてあるので、県がそれを誠実に検討を進めていけば私は実行性のあるものだ。ただ、小さな小さな村とかで、本当にこれだけのことができるのかという議論はあると思うんですね。そこをどう担保していくのかということはこれからだと思うんですけども。

清水委員：

協議会でこの監査チームを作ってやるというのは、非常にいいと思うんですね。実際に関わっている者たちが、その中からグループを作ってやっていくということで、レベルを一定程度維持し向上していく上では非常にいいと思います。よその県ではできていないことですが、是非、実行性の確保をお願いします。法律的に言うと過失というのは、一定のレベルを超えた安全策が取られているかどうかという事実の問題になるので、ルールは作りました、しかし実行されていませんという、もうそこでアウトになってしまいます。ルールを作った以上はそれが確実に行われている。あるいは、極めて確実に近いところに向けての努力をしていますということが説明できなければいけません。このチームが実際に機能するようになれば、仮に問題が起こったとしても、被害は実際に少ないでしょうし、責任も免れる、あるいは非常に小さくて済むのかなと思います。

不破会長：

佐藤さんはいかがですか。

佐藤委員：

はい。この資料1の2番目のところで、われわれが今後4つの案を検討してもらいたいということで、今、1はいいということで、2、3のところに関してなんですけれども、先に3のほうだけ申し上げますと、共同センターの設置というのがあるんですけども、まだ具体的にこれを各自治体がどういうふうに共同センター設置に向けて検討をしているかというのが今日の報告では分からないんですけども、もし県のほうでそのあたりの協議会に対する立ち上げというか指導というような計画があったら、また報告をいただきたいと思います。物事には順番がありますから、いきなり共同センターというわけにはいかないんですけども、並行しながら現実的にいつぐらいにどのようなかたちで立ち上げることができるのかということと並行しながら検討をしていただきたいという要請でございます。それから戻りまして、2番目の県独自のネットワーク構築に関して、前のページの別紙2にいろいろレイヤーのものを作るかということが出ていますけれども、私としては、今回の報告にありますように、県内のいろんなネットワークニーズはあるわけなんですけれども、行政情報ネットあるいは学校教育ネット、

こういうところをとりあえずは優先して、そのネットワークの活用方法なりスキームに関して研究をしていくんだということで、これは賛成をいたします。このあたりのところがよりスピードを上げてといいますが、少しねじを巻いていただいて、県が主体的に全体をコーディネートしながら電子自治体協議会等と協力をして、早期に県全体としての、特に公共的なネットワークに関してのネットワークの在り方を方向付けをするように継続してお願いをしたいと思います。以上です。

不破会長：

前段の共同センターについて何かありますでしょうか。

阿部情報政策課長：

今、佐藤委員さんからお話がありました共同センターの関係ですけれども、大きな意味では、今の高速ネットワークの指針の中にもございますし、委員会からもご提案いただいて進めてございます。ただ、基本的には、これは市町村もすべて選択していただいて自由参加という前提のもとでご提案しているということをもまず申し上げておきますけれども、全体の方向としては、こういう考えが一番有効な方法だということは県としても意思決定しておりますからお話ししているところでございます。そういった中で、今年の5月にも、実は前もちょっとご報告申し上げたか、逆にL A S D E Cのほうで全国的に共同アウトソース事業をいうのを募集しておりまして、その中の1つとしてセキュリティというのが急ぎょ出てきたんです。そこにわれわれは普段から考えていたものですから、知事にもOKいただきました、急ぎょ提案をさせていただきました。そのときには佐藤委員さんにもうんとお話しを伺ったりしたところもございますし、中澤委員さんのところにもご相談申し上げたんですけれども、県として是非、市町村と一緒に1つのかたちを研究してみたいということで、この自治体協議会の中の特にセキュリティワーキングのメンバーに声を掛けたらすぐに乗っていただきまして、そこに市の方もおられたし、広域連合もあつたりという中で、その研究を始めたいということでやったんですけれども、残念ながら、その事業としては採択にはなりませんということがありましたが、その火を絶やさないように、できれば一般財源を使ってでもその研究をしたいなということで、今、進めている状況でございます。まだ、具体的なものは出てこないんですけれども、i n gの状況だということをご報告できると思っております。

不破会長：

先ほどちょっと話があったL A S D E Cの共同アウトソース、長野県はもう応募をさせていただいて、そのときにかなり南信の市町村を中心にいくつぐらいの市町村が集まりましたっけ...

阿部情報政策課長：

10はありますね。

不破会長：

10ぐらいの市町村も集まって、みんなで共同アウトソーシングのセンター構想についての構想を練ってきております。残念ながら、それは不採択となったんですけれども、実はそこで採択されたのは高知県で、そのときの条件として、そこでできた成果物というのは全部公開しましょうと。それは高知県で開発したから高知県だけのものということではなくて、ほかの都道府県でも全部で利用できるように公開しましょうと。ですから、その成果物を使って長野県が最初に作った十幾つの市町村とともにやる芽を絶やさずに進めていくことができるんですね。ですから、是非、落ちたということですがかりするのではなくて次のステップにつなげていけるようなことを考えていただきたいと思いますので、是非その点もよろしくお願いたします。

清水委員：

それは来年度からですか。高知県っていうのはいつからですか。

阿部情報政策課長：

高知は今年採択ですから、今年結果が出るんです。

清水委員：

だから、実行は…、

阿部情報政策課長：

実行は来年になります。

清水委員：

来年度ですよ。

阿部情報政策課長：

われわれも高知にも早速飛んで行かせまして、職員がどんなことをおやりなんですかと。うちで考えていたことももし参考にしていただければということで、うちのプランまでお持ちしてあります。一緒にそういう中に入れていただいて、またオープンにしてもらいたいということで、そういう情報交換も実はやらせていただいております。

不破会長：

是非、よろしく願いいたします。櫻井さん、いかがでしょうか。

櫻井委員：

ちょっと前に戻るような感じなんですけれども、資料1の(2)のところに、職員の意識向上のためe-ラーニングシステムの構築云々と書いてありますけれども、監査チームを設置して監査しますというところは分かりましたけれども、職員の意識向上って、職員って2~3年ごとに替わるというふうに聞いているんですけれども、これが一体どのくらいの実効が上がるようなe-ラーニングの徹底と申しますか、そういったものができるのかどうかということをちょっと疑問に思うんですね。それは、不破会長ご指摘のように、確かに意識は上がってはいえると思うんですけれども、それと同時に、上がる前のレベルが非常にほとんど無意識というところだったことも現実だと思うんですね。そこから非常に上がったとしても、本当に新しい個人情報を守る仕組み、電子自治体のセキュリティに実質的にどこまでつながっていくのかということについてはやはり不安がぬぐい切れませんので、このへんをもう少し具体的にご説明いただければと思います。

阿部情報政策課長：

実はe-ラーニングにつきましては、今、櫻井委員さんのご指摘のとおりだと思いますが、1つは、職員というのは一応自治体の職員という認識なんです、われわれここで考えておりますのは、実際にネットワークそのものを管理している職員もそうなんですけれども、行政に携わっている職員全体という意味でも考えております。ただ、その中には専門的な分野もございますから、総論的なこととして全職員の意識向上をする部分と、技術的にもっと専門的にやる部分を分けなければいけないということをまず考えております。それが1点なんですけれども、やはりご指摘のとおり、われわれも市町村を回らせていただいている中では、県職員も含めて意識が低かったというのは現実でございます。ただ、こういった一連の審議会等を通じていく中で確実に上がっているということも言えると思ひまして、e-ラ

ーニングの方法そのものについては、グループの中から今案として出てきたものでございまして、具体的なところまでまだ方向を出しておりませんものですから、今、桜井さんからお話しいただいたような点も含めて浸透するような方法を作っていきたいという状況でございますので…。答えになっているかどうかは申し訳ないんですけども。

櫻井委員：

答えになっていないと思うんですね。この審議会、2年間の任期で私たち続けてまいりましたけれども、この審議会においてさえも担当者は度々替わってきたわけですよね。もっと市町村のレベルに行くと、また同じように多分替わるんだらうというふうに思うんですね。だから、せっかく習ったことが継続して引き継がれていくのか、そここのところをどういうふうに担保するのかとか、それを担保しながら全体のレベルをどう上げていくのかということは、もう死活的なことだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

中澤委員：

ちょっといいですか、阿部課長さん。私ども市町村のほうで言いますと、このセキュリティ指針の利用の仕方というのは、住基ネットそのものが云々ということだけではなくて、いわば、ちょうど14年度から15年度にかけて市町村側のセキュリティポリシーを策定しているわけですね。その対策基準をきっちり定めて守っていくにはどういうことを定めておけばいいのかというときに、このセキュリティ指針を参考にしようという使われ方をしているわけですよね。これは、これから先のいわゆる電子自治体構築を進めていくために必要なこととして、あくまでも住基ネットオンリーというような考え方ではなくて、住基ネットを含めた全業務、全職員、全組織内を対象としたいいわゆる対策基準、これを作るために利用されているんですよね。ですので、住基ネットの職員が2～3年で替わっていくからどうなるということよりももっと広く使われる。そういう格好の使い方をされていると思います。

不破会長：

先日、私も塩尻市をちょっと訪れたんですけども、そこでちょうど安全セキュリティポリシーの勉強会といいますが、職員の勉強会が開かれている最中でして、お聞きしたら、塩尻市職員全員が受けることになっていると。いっぺんに全員が受けることはできませんので、これを何回も何回も繰り返しやっていて、まず全体の底上げを図っているんですよというお話だったんですね。そこでは先ほどの安全指針というものをもとに、きちっとまず安全指針の中身が読めるようにしようと。その意味が分かるようにしようというところから、まさに全職員が勉強を始めておられるという姿は見られると思うんですね。それと、ただそうは言っても、そこにより専門的な知識というものが必要で、それは全職員でというのは難しいと思います。その部分は、私は共同アウトソーシングの中でやっぱり最終的には解決していかないといけない。それと、健康診断でペネトレーションテストを定期的に受けるということも必要だと思っているんですけども。

櫻井委員：

私が心配をしているのは、中澤委員のおっしゃることも会長のおっしゃることも分かるんですけども、今具体的事例として挙がりました塩尻市は、長野県下の中でもある意味で優等生の部類に属しますよね。県下にはそのほかの多くの市町村があるわけございまして、そういったところも一緒に考えなければならぬときに、優等生の例を持ってして大丈夫ですと。そのほかはアウトソーシングで考えるという方向ですとおっしゃられても、本当にそれで担保できるのかということについては疑問は払しょくできないというふうに思います。

不破会長：

課長、いかがでしょうか。

阿部情報政策課長：

ちょっとお許しただければ、e - ラーニングプランを出した本人がいるものですから、ちょっと本人の考えを言わせていただいでよろしいですか。

情報政策課：

すみません。情報政策課の中谷と申します。e - ラーニングシステムにつきましては、ごく最近、いろんな検討が始まったところなものですから、まだよく整理ができていなくて申し訳ありません。目的は、先ほど中澤委員さんがおっしゃったように、全職員に均質の教育というか知識を持ってもらいたいというのが一番の目的になっています。セキュリティワーキングの中で職員への啓蒙が非常に難しいという悩みから来ております。実際に今、市町村行政情報ネットワークというのがありまして、そこには「リテラシーの森」というe - ラーニングシステムがあります。これがLG - WANのポータルサイトに乗り換えていく中で、そこでこのシステムというものができんだというような...。ですから、その実現可能性というのは非常に高いというのがひとつあります。それから、そこにはアクセスの記録というのが残っていくものですから、誰がe - ラーニングを受けていないか、逆に誰が受けたかというようなことが分かります。そのe - ラーニングの中に場合によっては簡単なチェックテストのようなものを仕込むことによって、きちんと一定レベルまで職員がクリアできているかどうかということもチェックできます。そういった意味で、まず実現の可能性は非常に高いということ。これは自治振興組合というのがありまして、そこのお金で実際に稼働しているシステムがあります。その乗せ換えということ、もしくは拡大乗せ換えということですので実行の可能性が非常に高いということと、それによる効用というか、それが今説明いたしましたものが内容になります。

不破会長：

恐らく、どんなシステムにしてもやっぱりまだまだ不十分な点があって、ただ、われわれとしてはできるところからやっていかなければいけない。どんどん進めていく中で不十分な点、問題になるような点というのを審議会としてはどんどん指摘をしていかなければいけない。その意味で、中澤さんの先ほどのお話も、ここまではできているというお話ですし、櫻井さんのお話も、ここの部分がまだじゃないのご指摘で、どちらもこの審議会としてこれからも続けていかなければいけない活動だとは思いますが。

阿部情報政策課長：

櫻井さんのご指摘でもう1点ですけれども、これはあくまでも私見で恐縮なんですけど、先ほど優等生というお話も出たんですけれども、117の市町村の皆さんとお付き合いしていると、やはりかなりスキルの高い職員もおおいでになります。そういった方は見ますと、やはり実は情報分野は10年ぐらいやっている方とかもおおいでになるんですね。うちの県の情報政策課の中においても同じでございます。ある程度のサイクルはございますけれども、ある程度の期間いる職員ですとやはりいろんな情報が入ってまいりますから、そういった意味では、行政の職員の中の専門職というんですか、情報分野という特殊な分野においてはそういったことも必要なということは個人的には思っておりまして、そういったことは、またいろんな人事の中でもひとつの方向として検討いただければなという気もしておりますけれども、実際問題としては、そういうサイクルの中で一定の期間だけで取得するのは難しい分野もありますから、それをできるだけ補うような方法をまた併せて検討していかなければいけないかなという意識は持っております。

不破会長：

まだご意見もあると思いますけれども、とりあえず、この1番の審議については以上とさせていただきます。

では次の審議事項(2)「公的個人認証サービスについて」ですけれども、これはこの公的個人認証サービスについては長野県としては108項目にわたるチェック項目を設けて、慎重に安全性がこれで担保できるのかということについてこれまで審議をしてきて、それで108項目の中で90数項目についてはこのままで安全でしょうと。でも、残り数項目については長野県独自の安全策をやりましょうということで、今、進めているところです。本日はこの長野県独自の安全策も含めて、この公的個人認証サービスについての現状ということと、それから前回明らかになりましたLASDECとLASCOMの間のシステム障害について報告をいただきたいと思います。では説明、よろしくお願いします。

阿部情報政策課長：

それでは引き続き情報政策課からお願いいたします。資料は、資料2と資料2-1という2枚がございます。当初、審議会で審議検証をいただいた取り組み状況のうち、前回の審議会より変化のあったものだけご報告申し上げようと思ったんですが、不破会長さんのほうからもアドバイスをいただきまして、全体としての説明もということもございましたものですから、資料2-1というのを先にご覧いただければと思います。

「公的個人認証サービスについて」ということで、先ほど会長さんからお話いただいたように、この4月8日に審議会からの検証結果をいただきまして、108項目の多岐にわたっているいろいろご協力いただいて、A B C Dのランクをいただいたものでございます。そして特にBとCですね。Bの「運用状況により確認が必要なもの」4項目。それからCとして、「長野県独自の対策・支援により安全が保たれるもの」として5項目のこういった結果をいただいております。Bにつきましては、特に項目の1番でございます「都道府県認証局とブリッジ認証局の運用の独立性」ということで、前回もアウトラインをお話ししたんですけれども、こちらにつきましては、運用開始時に県の職員がLASCOMに6月28日に出向きまして、立入り検査をさせていただいた状況でございます。それから2点目でございます公的個人認証サービス都道府県協議会の行う外部監査結果の確認ということは今後進めていきますということでお話し申し上げたものでございます。こちらは、資料を行ったり来たりで恐縮ですが、資料2のところその状況が記載してございます。資料2の1の をしてございますが、「今後の予定」というところをご覧いただきたいと思います。外部監査につきましては、今の確認では、11月の下旬から3月末にかけて外部監査を実施するという予定で伺っております。この中では、外部監査人の監査実施計画を策定承認した上、指定認証機関に対する外部監査を実施してまいります。その外部監査法人が作成するチェックシートによって市町村の内部監査を行います。それから、市町村に対する外部監査は各都道府県、任意の1市町村を対象にするということ。そして、その監査を行ったあと、指定認証機関、市町村への是正の実施を行って、監査結果の報告をとということで、3月末までの間にこういったものを実施していくというふう聞いております。

もう一度資料2-1にお戻りいただきまして、それ以外の項目として、ブリッジ認証局と指定認証機関のSLAの関係ですね。これは特に吉田委員さんからも指摘いただいたりしたんですが、こちらに関しては、既に昨年の段階で都道府県協議会を通じて要望をいたしまして、損害賠償項目は新たに規定をしていただくことができました。それから、サービスの可用性等については、現在まだ検討を続けているというような状況でございます。これが2番目、3番目の関係でございます。

それから、特に清水委員さんからも指摘いただいております国レベルでの費用対効果という関係は、これは非常に大きな宿題でございまして、当然、必要なことは考えておりますが、各システムはこれから国、県、市町村、それぞれが開発していくものでございますから、その構築する主体が責任を持って検討をしていただく事項であるという整理をさせていただいております。

それからCの5項目の関係でございますが、これは前回からほとんど変更ございませんが、市町村に

おける、特に本人確認に関しましては長野県独自の運用規程ということで、特に窓口の職員のチェック体制が必要だということをご指摘いただいたものですから、複数職員による窓口での本人確認のチェック体制ということで、これは各市町村とも協議を申し上げまして、5月11日から長野県独自のチェック体制というものを実施しておるところでございます。それからICカードの安全性については、これは住民基本台帳ネットワークシステムの推進協議会のほうのmatterですから、こちらへ市町村課を通じて要望をいたしまして、4月13日に既に要望書は提出してございますが、これはかなり積極的に進んでおるとお思います。また具体的なことは市町村課からお話があらばと思っております。それから、運用規程のパブリックコメント等については記載のとおり、ホームページ等を通じて行ってきてございます。それから、市町村窓口のパッチ当てという関係などの相談をするところがないということで、既に情報政策課に気軽な問題を聞いていただくヘルプデスクというものを6月4日に設置をさせていただいております。それから、市町村窓口端末の操作者の認証方法ですが、これについては非常に技術的なご助言をいただきまして、指紋認証等の生体認証ということも必要ではないかということをお協議のほうを通じて要望をさせていただいております。こういった流れの中で、6月の県議会に一応一定の検証をいただいた中でサービスの開始ということをお諮り申し上げて採択をいただいて、7月12日からサービスを開始している状況でございます。

資料の2にお戻りいただきまして、その後の状況でございますが、電子証明書の発行状況でございます。10月27日現在ですが、長野県内は松本市の62枚を筆頭に357枚交付されております。同じものを全国ベースですと5万1,979枚というようなかたちで、別に順位付けするわけではございませんが、今年の1月29日からのトータルでいきまして、枚数だけでいきますと、長野県の枚数というのは全国で39位というようなところにいるようでございます。

それから3番目のほうのご説明でございます。システム障害についてのことなんですが、前回の審議会で、システム障害が発生したということでガイドラインをお話させていただいたわけなんですけれども、その後、9月7日にLASCOSMからセンター長も自ら長野県に来られまして、その後の状況について詳細に説明をいただきました。それから、9月13日に審議会の委員の皆様にはこの障害の原因等についてメール等でご報告を申し上げます。それから、障害後の処理が確認したか、安全確認を行ったかどうかと、実地確認の要望がございましたから、総務省と希望する都道府県ということがございましたから、長野県は希望を申し上げて、LASCOSMに出向いて実地確認もしてきてございます。それから、10月15日に審議会の委員の皆様にはこのシステム障害に対する質問・確認事項への対応結果のご報告をさせていただいたところでございます。なお、この詳細な内容につきましてはご説明をさせていただきたいわけなんですけれども、事柄の性質上、この部分については、できましたら後ほど時間を設けていただいで非公開の中で説明させていただければと考えますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

不破会長：

はい。ちょっとその点、システム障害についてはあとで皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、まず、前段の取り組みについてですけれども、私のほうからは、いくつか要望を出されていると。12月15日の要望、4月13日の要望、5月の要望。その後どうなったのか。こうしてほしいという要望書を出したりした結果、今はどうなっているのかということもお話いただけませんか。先ほどの話で、それは市町村課のほうで把握されているということでしょうか。例えば、ICカードの安全性については市町村課のほうで...。では、ご報告をお願いします。

吉澤市町村課長：

要望につきましては先ほど阿部課長のほうから申し上げましたように、今後、公的個人認証サービスに拡大した場合に、カードというものが普及される可能性もあるわけございまして、そういった意味においては、実物というものがきちんと仕様に沿っているかの検証というものが必要ではないかという

ことで、協議会に対して総務省が早期に国際化の基準に合わせるかたちでのカード利用がなされるように要望していただきたいということでお願いしてございまして、今、聞いている範囲でございますと、協議会本体のほうで総務省と認証機関でそのへんにつきましては検討がなされているというようなかたちで伺っております。

不破会長：

その後、長野県からは問い合わせ等をおられるのでしょうか。

吉澤市町村課長：

そのへんにつきましては、詳しい担当のほうからご説明をさせていただきます。

市町村課：

市町村課の塩川と申します。実はこの件に関しましては、9月24日に協議会がございまして、その際に総務省側にその後どうなっているんだというようなお話をさせていただいてあります。ですが、そのときのお話しではまだ検討中ということで、その後の進捗よく状況等は詳しくは教えていただけなかったような状況でございます。以上です。

不破会長：

5カ月、検討中が続くんですかね。何らかの方向、技術的に検討に時間が掛かるというのはまだ分からなくもないですけども、方向性の検討だけでも5カ月掛かりますかね。長野県としてはその点、どう評価されたのでしょうか。

吉澤市町村課長：

当方の要望に対するお答えが明確にまだ示されていないということでございますので、県としましては、今後ともこのへんにつきましては強気に申し上げていきたいと考えてございます。

不破会長：

このB判定をつけた4項目、C判定をつけた5項目というのは、私は非常に重要な項目、それぞれが非常に重要な意味を持った項目だと思っておりますので、要望を出しておしまいではなくて、きちっと実行をしなければ意味がないことですので、是非、これから強気に県としても責任を持って実施をやっていただきたいと思えます。これは基本的には県がやることですよね。それも、県がやることを委託をされているということで、県が委託をしている相手に対して要望をして、その返答がなかなか来なければ、場合によっては委託を切ることも含めて考えなければいけない話に本来はなと思うんですね。是非、県が主体的にやる話ですので、ただ要望をするということではなく、実施をやっていただきたい。県が主体的に実施もしていただきたいというふうに思えます。この点について、全員におひとりずつにご意見をというのはちょっと時間の関係で無理ですけども...、中澤さん。

中澤委員：

結構です。

不破会長：

吉田さん。

吉田委員：

S L A の締結のところは明記されてよかったなと思うんですけども、損害賠償の項目等、これが追

加になってきた。個人情報保護法というのも来年4月に施行されてまいります。こういったかたちの関連でいろいろなところを追加で検討をしなければならない部分があるかと思うんですね。最近、フォレンジック (forensic) という言葉が非常にはやっています。「法の」とか「法的」「法定の」みたいなお話ですね。法のお話は清水先生にお任せしますが、「デジタル・フォレンジック」という言葉、つまり何かというと、私の情報はどこまで行っても、どのように加工をされても、例えばテープに入っていようとCD-ROMに焼かれようと自分の情報であると。これが個人情報だと思うんですが。そういったものに加工されていること、加工をされ続けていった事実を追究し続けなければならないという考え方ですね。トレースアビリティ (traceability) といわれています。どこまで追究できるか。追究でききれないといけないんですね。本来、自分の情報なので。私の情報がどのように加工されたか。テープでバックアップ取りました。じゃあそのテープは何世代目の何というテープで、誰がいつバックアップを取りましたか。そのバックアップを取った媒体やメディアは今誰が保管しています。というのが明確にならないと、法的な根拠としてそれが認知できないというんですかね、誰かが取ったんです、どこかにあるんですと言っても、それは意味を成さないことになってしまう。そういう意味では、どこまで加工されても自分の情報であることを追跡、追究できるような仕組みというのが必要なんだということです。これは警察庁のホームページに『@police』というホームページがございますけれども、そこにもデジタル・フォレンジックというのは重要なんだということが最近書かれてございます。日本ではデジタル・フォレンジック研究会というNPOも立ち上がっておりまして、その公的個人認証だとか、個人情報保護法だとか、このSLAというところで、何をもちって損害と見るのかということにも大きくかかわってくる項目だろうと思います。是非ともそのあたりも掘り下げていただいて、これはセキュリティ指針全体にもかかわってくることだと思いますけれども、トレースアビリティ、それがアカウントアビリティにつながっていくんだと。顧客満足ですね。情報を提供してくれた方の納得につながるんだということこそ是非ともおさえていただきたいなと思います。

不破会長：

ほか、ご意見、この点に関してはございますでしょうか。

清水委員：

Cの5項目の中の本人確認の手続きなんですけれども、複数体制にすると書かれているんですけども、例えば、この前あったのは、福島県原町市でしたっけ。何枚も発行されていたというやつが。あの原因は、こういうことをすれば解決できると、そういう問題なんですか？ つまり、不正な発給とかが行われる場合というのは、原因を考えてその対策を採らないと意味がないのであって、そのときに1人だったから駄目なんだ、2人にすれば大丈夫だったと、単純に言い切れません。すごく小さな自治体であれば、住民全部の顔を知っているから1人でもOKなわけです。逆に大都市だと、職員が2人立っているように、その人の同一性というのは確認はなかなか難しいと思うんですね。だから立会い職員が1人か2人か3人かというのは解決策ではなくて、何が原因でああいうことが起こったのかということを追って、どういうチェックの仕方だったら可能なのかということを考えるのが現実的な対処法なんです。そうしないと、「いや、私のところでは2人でやっているから問題ありません」と言っても、誤って発行された被害者からすると、全然納得できないと思うんです。その点はどんなふう考えているんでしょうか。

阿部情報政策課長：

福島の事例が今あれなんですけれども、複数チェック体制をご指摘いただいたんですが、考え方は2つあると思うんですね。1つは間違えなく発行するという意味でのチェックをするということと、もう1点は、現実問題で申し上げれば、発行する職員そのものの安全性というんですかね、1人の人に任せていいかという、両方の面から検討をしているところでございまして、今、すぐに導入してもらった

ほうは、どちらかという、職員も不慣れな中でこの新しいシステムをちゃんとできるかという意味での、どちらかというバックオフィスの面を強調したほうの複数体制から入ってきております。ただ、清水さんご指摘のとおり、逆の面もございまして、より正確なものをということもありますから、ちょっと先ほどの事例は詳しく調べていなくて申し訳ないんですけども、そういう原因をお聞きする中で、そこにもまた対応するものやっていますけれども、今、われわれが想定したかたちで発行する職員側の不慣れだとか、職員の信頼性という面でまず必要ではないかということから動き出したことは事実でございます。

清水委員：

実務的には原因を十分に調査しないでまずここからやりますと言っても意味がありません。原因を調べもしないで、「うちはこのことをやっています」と言っても、同じような問題が起こったときには過失責任は問われますよね。

阿部情報政策課長：

調べた事例はあったよね、この間、住基の方で...

清水委員：

あれは長崎だったか、佐賀だったか。

吉澤市町村課長：

佐賀ですね。9月に佐賀県の伊万里市で男性が偽造された住基カードを使いまして携帯電話の申し込みをしたということで、ちょっと表面を偽造といいますか、変えてという事例がございまして、これについては、偽造防止対策の強化についての通知というものを市町村のほうにも改めて出させていたしております。

櫻井委員：

福島でもあったんです。福島では転出手続きを取ってほかの市町村に行って、他人に成り済まして住基カードを取って、そして偽の婚姻までして入り婿になって姿を消したという事例があるんです。その本人確認が今、清水さんがご指摘になったようなかたちできちんとできなければ、他人に成り済まして事件を起こすという状況がどうしても発生するということになりますね。ですから、確かに複数でチェックしたからといって、その福島県の何とかという町...、ごめんなさい。私、記事を書いたんですけども。そこもどういう手続きを取ったかというのを見ると、職員の方は規程どおりにきっちりまじめにやっているんですね。ほかをやって偽の住基カードを発行したということではないんです。だから私、担当課長に取材をしたら、私たちはこれこれ、これこれ、こういう確認事項をやって、こうやって、こうやって、こうやって本人であると確認しましたって言うんですが、本人であるということは結局確認はできなかったということなんですね。そこをどうするかという問題提起であろうと思います。

不破会長：

これは勉強会といいますか、検討会のときに、こういう複数職員によるチェック体制と並行してアナログ的なやり方も入れましょうと。全部デジタルでやるのではなくて。具体的には郵送であなたのものが公的個人認証のサービスで申請がありましたよと。こういうかたちで電子証明書を出しましたよというような一通を入れるだけでも効果があるんじゃないかという話がありましたよね。その点はどうでしょうか。

櫻井委員：

実は住所に送って確認するというのを福島もやっているんです。しかし、偽の住所をごく一時的に設定すれば、だまそうと思えばこれはだませる状況にあるわけですね。

不破会長：

偽の住所というのは…、

櫻井委員：

一時的に部屋を借りるとか、そこに送ってもらうとか、それをやればできちゃうわけですね。

清水委員：

1つのハードルにはなりますけれどもね、やらないよりは。

櫻井委員：

だから、どれほど決められた手続きを守っていたとしても、本当の意味での本人確認ができなければ、とても危ういということが言えるのではないかと思います。

清水委員：

実際起こった事件については、ちゃんとその過程を調べて、どうしたら防止できるかということを考えてください。完ぺきはもちろんあり得ないのですが、別にこれは住基カードのことだけの問題じゃなくて、アナログ的な顔を合わせてこの人は誰それさんだということができない手続きにどんどんなっていくわけだから、その中でどこまで同じ間違いを繰り返さないか。不正に利用された側の人は間違いなくとんでもない被害を受けることが起こり得るわけで、例えばパスポート申請ができなくなっちゃうとか、もうあなたのは発行されているんだから、あなたには発行できませんということだって起こり得ないではない。同じ間違いを繰り返さないためには、今までルールどおりにやっていますでは駄目なので、どこをどうすればその問題が起こりにくくなるか。そこを一步前進させるようにすべきです。そうすれば、少なくとも法的責任問題は起こりにくくなります。是非経過を調べていただきたい。

佐藤委員：

2点ですけれど、外部監査法人がチェックシートを作るということなので、そのチェックシートに今のような内容がどこまで入るのか、できれば公開できるものであれば、この場に出していただきたい。それから、市町村の内部監査とありますから、これは全市町村がやるということを義務付けをして報告をもらうというような制度を明確にしてもらいたい。あるいは、先ほど協議会が自主的に監査チームを作ってというのがありましたから、そことどう絡めるのか。そのところを検討してフォローしていただきたいというのが1点です。2つ目は、ちょっと話が変わるんですが、電子証明書の発行状況は分かったんですが、何に使われているんですかというのが依然として前回からお願いしているが出てこないんですね。だから、何枚発行したというのは、発行してもそのまままるっきり使っていない可能性があるんで、利用のいわゆる電子申請の実態がどうなっているのか。あるいは、各省庁がどういうふうに使おうとしているのか。そのあたりを出していかないと、使う国民、住民に対して、だから電子証明書というのは価値があるんですよというようなアピールも何も宣伝もできないわけなので、少なくともその事実としての実態を国なりLASCOMなりが出していくというようなかたちの要求を検討して出してもらいたい。以上です。

不破会長：

櫻井さんは。

櫻井委員：

具体論というよりも、先ほどの不破さんの問い掛けに対する県のほうの対応が、総務省に聞きました、返事がもらえません、というので今度からきつく言いますと言うんですが、もう数カ月たっていて、この審議会も終わりに近づいているときに、もっときつく言いますと言われて、私たちは「はい、そうですか」といって引き下がるわけには実はいかないんですね。きちんと皆さんの側で取り組む姿勢を見せていただかないと、何か言いつ放しで問題提起のままで終わってしまう。実際には何もその問題は解決されないという事態になるのではないかと非常に恐れておりますので、きちとしたお答えを示していただきたいと思えます。

不破会長：

この点についてよろしくをお願いします。

それから次のシステム障害についての部分で非公開にということでございますけれども、どの部分を非公開にして、どの部分は今ここでお話しただけなのかという…。例えば、大体どういうところで障害が起きた…。細かなところは確かにセキュリティ上の問題もあるかもしれませんので、それは非公開の場で私は構わないと思えますけれども、県民の方も、それから一部報道でも障害があったということは報道されていたわけで、それ今、何が原因であって、それは今どう解決されたのかというようなあたりだけでもお話しを今ここでいただくことはできないでしょうか。

情報政策課：

情報政策課の高橋でございます。お世話さまでございます。では私のほうから申し上げたいと思えますが、公開部分につきましては、ただ今お配りしてあります公的個人認証関係の資料2の後ろに「障害概要」ということで申し上げます。これは前回の審議会でも申し上げましたように、障害があった事実、それとその内容の中で指定認証機関から指定情報処理機関…、

不破会長：

資料2の2枚目ですね。

情報政策課：

2の2枚目でございます。「障害概要」というものが1枚示されていると思えますが。指定認証機関、これはL A S C O Mでございますけれども、そちらから住基連携サーバ、こちらから指定情報処理機関、左へ移るこの「x」のところでございます。ここにシステムの不具合があったということ。この事実を公表を申し上げているところでございます。なお、住基連携サーバのところにつきまして、その内容につきましては非公開ということで示されてございますので、後ほどご説明申し上げたいというところでございます。

不破会長：

もう一度、どの部分で障害が起きて、それは今どのように対処されたのか。具体的なことをおっしゃらなくてもいいと思うんですけれども、セキュリティ上問題のない範囲でお話しいただけますか。

情報政策課：

それでは、この障害概要につきまして申し上げますが、5月26日から7月26日までの間、約2カ月間でございますけれども、電子証明書の発行情報、すなわち住民の方が市町村を通じて電子証明書の交付申請をして交付をいたしました、こういったものにつきましてシステム上ではL A S C O M側で処理をされ、市町村役場から本人に電子証明書を交付されるわけでございますが、その際に、電子証明

書の発行者について指定情報処理機関、住基ネットワークシステム側に電子証明書を発行しましたよという通知を、電子証明書を発行した際にお知らせいたします。このお知らせをする仕組みの中に不具合が生じた。その結果、今度は指定情報処理機関L A S D E C側に、電子証明書の発行をされた住民の方が後に住民票の異動ということで異動情報の届出、異動等の届出をした際に、指定情報処理機関内にございます電子証明書を発行した方のリストに住民票が変わりましたよということを指定認証機関L A S C O M側へ通知されるわけですが、この際に、電子証明書が発行されているものが通知ができていなかったということによって、本来は電子証明書を交付した人がその後に住所変更をしたような場合に、本来であれば失効情報として連絡をするわけですが、異動等情報の通知ということで連絡をするわけですけれど、電子証明書の発行のリストができていなかったことによって、そういう通知がなされていないという結果になってしまう、という影響が出たところでございます。そういったシステムの障害が発生したという内容でございます。

不破会長：

私どもはこの資料2の下にありますように、審議会委員として秘密を守るという了解のもとで、具体的にどういう障害があったのかというのは報告を9月13日にまず受け、それに対して質問もして、10月15日にその質問の結果も受けております。公にしないという条件のもとでなので、何もこれまでしゃべることができなかったんですけども、非常に初歩的なところのミスが発生している。システムを組む側からすると、非常に初歩的なところのミスが発生していて、エラーが発生したときにどう対処するのかという基本的なところに不備があったということで、非常に驚いているというのが現状です。その具体的な中身についてはあとで非公開の場でもう一度議論をいたしますけれども、それ以前の話として、その部分をなぜ公開にすることがセキュリティ上問題になるのかということが、私には理解ができない。こういう問題がありましたと。こういうふうなことが分かりました。だから、こう対処しました。だから、今はこのように安全になりましたということと言われることが、なぜセキュリティ上、今この段階で問題になるのかということが分からないと思います。この点については長野県としてはどう判断されるでしょうか。この部分を秘密にするということについて。

阿部情報政策課長：

今、会長さんがおっしゃっていることはもっともなんですけど、われわれも報告、向こうのセンター長も来ましてやっていただいている、いろいろ感じたわけです。まず第1点は、これは非常に技術的な問題も報告書としてたくさんいただきましたけれども、まず委員の皆様と市町村にはもう連絡してあります。すべて。それはまず前提にしてですけれども、県民の皆さんに公開ということも含めてのかたちなんですけれども、原則、われわれはできるだけオープンにしていくというスタンスでやっておりますから、その姿勢には変わらないんですけども、それで今回の問題も非常に重要な問題だと認識しておりますが、一応L A S C O Mと話をしていく中で、向こうから来た正式な報告書の中に経過と障害原因というものも出てきているわけなんですけど、今回も審議会がございますから、どこの部分まで、われわれは公開を前提だけでも、よろしいのかということはキャッチボールをしている中で、今、お知りになりたいと言っている原因の大きなものも、いわゆる情報のやり取りですね。その情報の処理の内容ということに入ってくるものですから、どのデータのどこのところに不具合があったかという、そういう具体的な話をご案内のように来ておまして、その部分を公開にさせていただくことによってセキュリティ上、そのセキュリティへのレベルが下がってしまうというような、そういう向こうからの回答であります。われわれもそれに関して、一応このシステムは国なりL A S C O Mが責任を持ってやっているものでございますから、向こう側の意向を一応伺った段階で、この公開については今の段階ではその分野までにしていただいで非公開扱いにさせていただければと思っておりますが、可能な限りはオープンにしてもらいたいという気持ちがありますが、現段階ではそういう回答をいただいております。

不破会長：

私も今言われたとおり、具体的なデータの持ち方とか、具体的なことを公開しろと言っているわけではありません。基本的なところだけでも公開していただく。しかも、この指定認証機関と指定情報処理機関、L A S C O MとL A S D E Cの間というのは専用線でつながっている部分で、インターネットを使っているわけではないわけですから、その部分で盗聴とかそういう問題はないわけですね。だから、その部分で発生したこと、これに対しては、私は公開をしても何ら差し支えがないものがたくさんあると思いますので、今日はこれ以降の部分については非公開の場でお話しをいただきますけれども、是非、その点は交渉していただいて、といいますか、本来は交渉することなのかどうかもちょっと分からない。長野県が委任している部分ですので、長野県としてはこうしたいということを申し上げていただいて。ただ、他の都道府県との関係もありますので、長野県の意向をはっきりさせた上で、次の審議会でこの部分、明らかにできるところは明らかにしていただきたいというふうに思います。審議会としてそういう不満の意を示しつつ、ここの部分を非公開の場で具体的な話を聞くということで今日はよろしいでしょうか。

櫻井委員：

審議会としては強い不満の意じゃないですか。

不破会長：

ということで、非公開とさせていただくということでよろしいでしょうか。

清水委員：

セキュリティのことについてはとにかく内緒みたいのはよくないですよ。きわめつけの具体的なこのケースでどこが問題だったかということが言えないのは、それは分かりますよ。でも、どんな仕組みで起こったかなんて実情は本当にばかばかしい内容なんだけれども、その程度のことが起こっているんですと言っていくないと、その先に進んで行かないですね。この程度のレベルの低いことをやっているようなら、そもそもこんなものやめるかという話だってあり得るわけで、内緒にするということはその国民的な議論をさせないということですよ。あるいは、契約を結ばないで独自に考えるという選択肢にもなる問題ですよ。こんなレベルの低いミスというのは、それを公にしないということは、言ってみれば、向こう側のとんでもないミスを国民に内緒にしてくださいねということの協力を求められているということじゃないですか。でも、不破さんが言うように、これだって暗号処理されている専用回線のところでまさに起こっている問題だから、公開したって何の問題もないわけですよ。そこに入っていて、こちらへ取り込んで呼び出すなんていうことはできっこないわけだから。ネットワークに係るセキュリティに関することはとにかくまず秘密にしようよという、この考え方は間違えだと思えます。

櫻井委員：

私は、この仕組みそのものが皆さんは一体誰のために作っているのかということを忘れていらっしゃるんじゃないかと思うんですね。このお金を出しているのはどなたですか？ 県民でしょう。国民でしょう。県民のためのサービスなんですよ。地方自治体のためのサービスなんですよ。誰の利益をあなた方は代表しているんですかということが問われてくるわけですね。こんなばかばかしいくらいに簡単なところで間違いを犯して、失敗を犯して障害を作り出しているような仕組みを、国民の税金で、国民のためになるんです、利便性の向上になるんです、個人情報これで守られるんです、ということで始めたのであるならば、どんなにばかばかしいところでミスを犯しているかという実態を県民の前に明らかにしないで何の役に立つと思っていられるんでしょうか。だから、県の皆さん方は誰を代表しているのかということを考えないと駄目だと思います。L A S D E Cの代表者でも国の代表者でもないわけですが、そのところの原点を忘れないでいただきたいと思えます。

清水委員：

今回の問題というのはすぐにクリアできる問題ではあるんだけど、櫻井さんも言わんとしているところは体質だと思うんだよね。問題は。

櫻井委員：

そうです。

清水委員：

秘密にしておけばとにかく安全のように見せかけられるという、そういう発想はいけないよということです。そこを変えられないんだったら、こんなものやめるべきですよ。こんな初歩的なミスも隠す。しかも公にしたって何の実害も起こらない。ただ、いかにレベルの低いミスを犯しているかということが分かってしまうだけのことです。現実を前提にもっとレベルを上げますとすればいいだけのことで、私レベルを上げられませんかと言われてしまうのであれば、県としては契約をやめればいいだけのことです。

不破会長：

はい。そういうことを述べた上で今日は非公開にするということで、あとでお願いをいたします。なお、非公開の部分につきましては、次の審議事項3の中にも非公開の部分がございます。ですから、今ここで非公開にするのではなくて、あとで併せてその点についてご説明をお願いしたいと思います。

それでは次に、「県の事務における住基ネット利用について」というところに移らせていただきたいと思います。資料3の部分になりますけれども、これはパスポート発行にかかわる部分で、この点につきましては安全性の面からの検討を佐藤委員さんをお願いをして、その部分については一部非公開で、公開できる部分で佐藤さんのほうからお話をいただければと思います。また、前回の審議会で櫻井さんのほうから県民の意見はどうなの、というところの調査ということでアンケート調査をしてもらっておりますので、この点についてもご報告をいただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

吉澤市町村課長：

それでは私、市町村課長のほうから、まずお手元の資料3につきましてご説明をさせていただきます。1の現状経過につきましては、皆様、ご案内のとおりでございまして、下から2つ目の「・」のところでございますけれども、佐藤委員さんと、また前回ご指摘いただいた内容を含めまして、10月22日に打ち合わせをさせていただきまして、セキュリティ対策につきましては再検討をさせていただいたということでございます。下の「・」ですけれども、前回ご審議をいただいたわけですが、4のところを書いてございます3項目、主に3項目ということでございますけれども、まず利用についての県民ニーズ等の把握、それと費用対効果の試算についての再精査、それとパスワードの管理方法の再検討、セキュリティ監査体制の整備ということで、課題をご指摘していただいておりますので、これにつきましては県の内部で検討をさせていただきましたので、このあとご審議をお願いしたいと、このように考えてございます。5でございまして、本日の審議会で安全性等につきましてご了承いただければという前提のもとでございまして、そこに書いてあるような内容で今後進めてまいりたいと、このように考えてございます。2月県議会というものが来年度予算を審議する場でございまして、こちらに関係する予算案等を提出、端末機のリース料、あるいはソフトウェア関係経費ということになりますけれども、させていただきますと、議会で審議可決になった場合には、来年度4月以降、機器の導入。機器の導入のできたところで担当者の研修。審議会委員の方によりまず安全性の確認をしていただきまして、審議会におきまして審議結果を報告していただきまして、安全性を確認していただいた上で7月に利用を開始したいというのが想定しているスケジュールでございまして、概要につきましては以上でございます。このあと3-1につきましては国際課長のほうからご説明いたします。

合木国際課長：

国際課の合木康典でございます。それでは資料の3 - 1をお願いいたします。前回の委員会でご指摘をいただきました県民の意向調査ということで、今年の9月27日から10月22日にかけて約4週間でございますけれども、旅券申請の窓口においてになった方を対象にアンケートをさせていただきました。まず、住基ネットの利用希望ということですが、住民票の提出を省略したい。要するに、住基ネットを利用したいという方が952人。今までどおり住民票を提出。要するに、住基ネットをあまり利用したくないという方が948と、真二つとこのような状況です。これに分らないという方が411人ほどおまして、トータルでは2,311人。割合的には利用したい、利用したくないという方が半々に分かれたという状況でございます。それから、最初の問の、利用をあまり希望しないという方の理由でございますけれども、パスポートには住民票だけでなく戸籍謄抄本が必要になりますけれども、それを取るのついでに住民票が取れるからという答えが一番多くて51.4%に上っている。次に、窓口で住基ネットを利用してほしくないという方が36.7%というような状況でございます。このトータルが957ということで、(1)の2の答えと若干数字がずれておりますけれども、複数お答えになった方が若干いらっしゃいまして、ちょっと数字がずれております。それから、市町村の担当者にもアンケートをさせていただきました。まず、住基台帳を担当している担当課の皆さんと、それから、財政上の運営の影響がございますので、財政担当のほうにもアンケートをさせていただいております。住基台帳を担当している課のほうのお答えですけれども、住民の方にとって旅券事務で住基ネットの活用がメリットがあるのかというアンケートですけれども、半数ちょっとの方がメリットのほう大きいというお答えです。それから、2番目に大きかったのはどちらとも言えないという回答です。それから、財政担当課のほうにつきましては、当然住民票を取らないということになりますと収入がその分減るわけですけれども、そういった面での影響はどうかというご質問で、支障がないという回答が57.3%、どちらとも言えないというのがその次になっているというような状況でございます。こちらの市町村のアンケートにつきましては、理由とか自由意見をそれぞれ市町村の方から寄せていただいておりますので、それは資料の3 - 1のAからDに付記させていただいておりますので、また後ほどご覧をいただければと思います。1枚めくっていただきまして、ほかの県で旅券事務で住基ネットを利用している状況がございまして、それにつきましても当課のほうで調査をさせていただきました。ご覧いただきますように、9割を超えて住基ネットを利用している都道府県が23道府県です。80%から90%というところが5都県、それから70%から80%というところが9県。7割以上利用されているというところが全体の8割程度ということになっておまして、50%を切っているのが6県ございます。茨城県ですとか、栃木県、埼玉県、神奈川県等でございますけれども、備考欄に担当課のほうの意見を聞いておりますが、茨城県あたりでは、パスポートの案内のほうに住民票もまず必要だというようなことを記載しているということで、かなり利用率が下がっている。それから栃木県のほうは、希望すれば住基ネットを利用できるというようなピーアールをしている。埼玉県さんは、ちょっと理由はつかんでいないというようなことでございます。それから、あとに付いておりますのはアンケートの質問票でございます。私どもで行ったものと市町村課で各市町村にアンケートを行った質問票ということでございます。説明は以上です。

吉澤市町村課長：

引き続きまして、費用対効果につきまして、お手元の資料の3 - 2によりましてご説明いたしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。前回との変更点ということで中心にお話しをさせていただきますけれども、まず上段のなお書きに書いてございますけれども、ベースといたします旅券申請件数につきましては、正確を期した方がよいのではないかとということで、今回は平成13から15までの平均値を採用させていただいております。まず、行政側のメリットの欄でございますけれども、先ほど申し上げましたように、1ページでは件数につきまして平成13年度から平成15年度の平均値ということで53,563をベースにしまして、もう一度再計算をさせていただいております。それぞれ1、2、

3につきましては数値が変わっております。4でございますけれども、前回の審議会におきまして櫻井委員さんのほうからご指摘ございまして、住基ネットのシステム全体がこれについても使われているということで、その分をここで加味させていただいております。利用者数で按分させていただきまして、マイナスということで入れさせていただいております。再計算した結果、下の段でございますけれども、年間におきまして、行政側ではマイナス1,564万円という試算になってございます。続きまして2ページへお願いしたいと思います。次に住民側のメリットということでございます。基本的には計算式等は前回と同じでございますが、先ほど申し上げましたように、ベースといたします申請件数につきまして53,563という数字を入れさせていただきまして、これを基に再計算させていただきました。結果でございますけれども、メリットといたしましては、中段に書いてございますが、年間5,333万円というプラスの試算値になってございます。次に県が利用する場合における経費というところでございますけれども、まず1の県の経費につきましては、前回、2,700万円ということでご説明させていただいておりますが、精査をいたしまして、175万円ほど増えまして2,875万円で試算させていただいております。2の住基ネット運用に係る市町村及び県の経費、これにつきましては、先ほどのメリットと同様でございますが、こちらのほうで経費を入れさせていただいておりますが、これが6,606万円ということになります。これで経費合計ですけれども、こちら5年間をベースに計算をすることになりまして、つきましては、9,481万円の経費が掛かるということになります。それでは、3ページでございますが、5年間の費用と効果を差し引きするとどうなるかということでございませぬけれども、先ほど行政、住民側のメリットにつきましては単年度の計算でございましたので、それを5倍させていただきまして、先ほどの経費を差し引くというかたちになります。その結果は9,364万円というような結果になりまして、この点は、前回1億1,500万という数値でございましたので、前回比ではマイナス2,136万円という試算になってございます。ただ、先ほど合木課長のほうから申し上げましたように、利用するしないという県民ニーズが半々というようなかたちで分かれているという状況からしますと、利用率を仮に50%とした場合にどうなるかということでその下に試算をさせていただいておりますが、これにつきましては、3,245万円のプラスというようなかたちでございませぬ。参考欄につきましては基礎数値、所要時間等につきましては、2月の審議会でもご説明させていただいたとおりでございます。一番下の旅券発給件数につきましては、13、14、15が記載のとおりになってございまして、年平均としましては53,563件というようなことで試算させていただいております。それで、これを前の審議会からやっております全体のかたちで入れ込むとどういうことになるかということも前回ご指摘をいただきましたので、恐縮でございますが、4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページが、旅券事務に利用した場合の長野県全体の費用対効果試算ということになります。2月に試算をしたときに、省略できる住民票の関係で旅券申請というものが含まれていたものでございますので、それで修正を行った上で、今回新たに計算をさせていただいております。利用率につきましては、先ほどのお話にありましたように50%で試算をさせていただいております。これを一番下の差引きのところをご覧いただきますと、平成29年までの間の収支差額ではマイナス11億円というようなかたちになってございます。併せまして、5ページをご覧いただきたいと思っておりますが、仮に県事務にパスポートの事務の利用をしないというような場合の費用対効果も併せましてお示しさせていただいておりますが、この場合、先ほどの累計のところをご覧いただきたいと思っておりますが、収支につきましては約15億5,000万のマイナスということになってございます。4ページと5ページを比較していただきますと、パスポート事務に住基ネットを利用するということによりまして、全体の収支が約4億4,000万ほど改善しているというようなことでございます。住基ネットの管理運用につきましては、ご案内のように、県市町村とも前の一定の経費が掛かっているわけございまして、旅券事務に利用するということで住民メリットが増加するようなかたちになってございますので、住基ネット全体での収支につきましては利用による改善というのが可能になるというのが今回の試算の結果でございます。試算につきましては以上でございます。

不破会長：

それを踏まえて、県はどのような判断をまずされたのかということをお話しただけませんか。

合木国際課長

県民ニーズ等につきましては真っ二つに割れたような結果にはなっておりますけれども、こうしたものの導入につきましては始めてみないと分からないというようなこともございますので、私どもとしましては、ほかの県でも導入しておりますし、長野県におきましても住民の皆さんの利便性の向上という観点から、先ほど資料3でお示ししましたようなスケジュールで旅券事務におきましても住基ネットシステムの利用を図っていききたいというふうに考えております。

不破会長：

はい。安全策の部分につきましては佐藤さんのほうからその部分をお話しただけですか。それで全部まとめて、公開してもいい部分について佐藤さんのほうから今概略をお話しただいて、今この場で先ほどの県のご意見もアンケート調査の結果についても踏まえて少し議論をしたいと思っておりますけれども。佐藤さん、よろしいですか。

佐藤委員：

それはいいんですけど、この費用対効果の分析に関する議論はこのあと...、別途ですね。分かりました。では、その議論のときにちょっと1つだけ、できれば再計算していただきたいところがあって、3ページ目のところで利用率を50%にした場合に(シ)を2で割っているんですね。つまり、経費を使う人が少なくなるからということで割っているんですけども、実際には2ページの下に書いてありますとおり、(シ)については利用するかどうかに関係なく生ずる負担なので、実はここは2で割れなくなってくるんじゃないかと思うんですね。そうすると、試算が全然狂っちゃうんですよ。これは、いわゆる27億を県の人口に対してこのぐらいの人たちが使うから、ということなんですけれども、この27億は旅券事務に使う使わないに関係なく発生する費用ですから、そうすると半分の人が使うからといって経費は半分にはならないというふうに判断できるんじゃないかと思うんですが。

吉澤市町村課長：

すみません。この資料3-2につきましては、あくまでも住基ネットの中で旅券事務に使う場合での試算でございまして、ですから、先ほど言いましたように、件数でのもし利用率が半分になった場合には、この分は実際に申請される方が例えば5万3,000のうち2万6,000なにがしの半分しかいないということであれば、その分で差引きをさせていただいております。ただ、先ほどの4ページ、5ページ。4ページにつきましては、それにつきましては全体での考え方をお示しさせていただいておりますけれども。

櫻井委員：

今の説明、ごめんなさい。分からない。もう1回言ってください。なぜ半分に割ったのかということについて。

吉澤市町村課長：

メリットのところで申し上げますと、1ページでお示ししてございます4でございましてけれども、これが次の3ページの参考のところの所要時間のところにありますけれども、県内の各市町村が住基ネットのシステム運用管理のためにどれだけ通常時間が掛かっているかということ調査の結果、6,909.4という所要時間を一応指数として採用させていただいております。それで、1ページへ戻りますけれども、この時間が住基を運用するために通常市町村職員が全体で掛かっている時間でござ

いますので、これに市町村職員の時給というのがそこに記載のような2,004円でございますので、これを掛けて、これが全体で住基の関係で掛かっている分でございますので、今回、県全体の人口で考えた場合、この住基の関係でどれだけ掛かるかというところでございますので、全人口分の申請者でやって、一応この住基利用についての指数としてはこちらに出させていたいただいているということでございますので、もし住民票の添付を私にして、住基ネットを利用しないほうがいいという方が半数いるということでございますと、実際にシステムを動かしてから検索というか、本人確認するという方が半分になりますので、そういう考え方で半分ということで按分をさせていただいております。ただし、例えば3ページの上の5年間の費用対効果のところをご覧いただきたいと思いますが、(サ)の経費、すなわち経費のうち1の県で新たに予算措置しなければいけない事項につきましては、利用率にかかわらず同じ金額はリース料等で掛かってしまうということでございますので、3ページのほうの上の試算式のアスタリスクですけれども、利用率50%とした場合でも、(サ)の経費につきましては全額を経費として差し引くというかたちで一応考え方の整理はさせていただいております。

不破会長：

今、佐藤さんのご質問は、5年間の費用対効果の計算式で(シ)を半分で割っているというところで、利用者が50%になるから経費が半分で済むというのはちょっとおかしいと思うんですね。50%になると、100%であろうと、この部分については経費は同じ額なのではないかと。

吉澤市町村課長：

ただ、先ほどメリットのほうでご説明させていただきましたけれど、メリットにおいて半分という考え方を入れさせていただいておりますので、経費につきましても、それについては実際に利用される方と県で端末機を使って本人確認をするという方は半分でございますので、そういった意味では半分にするのが整合が取れるのではないかとという考え方で、この部分はさせていただいております。

清水委員：

ここの経費の問題というのは、住基ネット全体の管理は日常的な管理というところで数字を出しているんじゃないくて、作業をすれば時給いくらになって、それは5,000何人というのでやると、時間を掛けるとこれだけの金額になっちゃうと。それが、使う人が半分になるわけだから、その作業をする時間も半分になるわけだから、払うべき金額も半分になるという計算の仕方ですよ。それだけのことですよね。

吉澤市町村課長：

その作業につきましては、1ページの行政側のメリットをご覧いただいたんですけども。今回、住民票の写しが不要になりますと、市町村における窓口業務は減るというのが行政側のメリットの1のところでございます。一方、県事務につきましては増えると。県のほうで検索することになりますので、これについては3でございますので、これについては614万円のプラスとマイナスと。県では537万円のマイナスということでございますので、そのへんにつきましては、職員の手間につきましてはこの中で考慮させていただいております。

不破会長：

今の佐藤さんのそもそも問題提起は、人件費にかかわる作業についてはそういう計算で説明できるかもしれないけれども、この経費の住基ネット運用にかかわる部分というのは、5年間の27億円というのは人件費だけじゃないですよ。設備を維持するのに掛かる経費であったり、ネットワークの経費であったり、計算機の更新の費用であったり、それは利用者が半分になったから半分の規模の経費のコンピュータを入れればいいのかということではないと思うんですよ。

市町村課：

すみません。ちょっと事務局から補足させていただきます。この2ページで、(シ)については旅券事務に利用するかどうかに関係なく生じる負担であるというふうに書いてしまったものですから誤解が生じたかと思うんですけども、いわゆる27億円そのものはこの5年間に掛かる住基ネット維持管理のための費用ということで、それ自体は旅券事務に使う使わないにかかわらず掛かる、変わらない費用ということでございます。この経費の計算の中では、ここは便宜上、利用者で按分をさせていただいたと。そのやり方が正しいかどうかという議論はもちろんあるかと思えますけれども、利用者分で按分させていただいていますので、今回、利用率50%とした計算の中では利用者数も半分にさせていただいたと、そういうことでございます。

櫻井委員：

佐藤さんがおっしゃるのは、今、あなたはその理屈が正しいかどうか分かりませんが、とおっしゃったけれども、その理屈は正しくないのではありませんかという指摘ではないですか。佐藤さんがおっしゃったのは、ですから、もしその理屈が正しくないということのほうが合理性を持ってみんなが納得するのであるならば、この計算式は根本からやり直さなければなりませんねという指摘ですね。

市町村課：

すみません。一応、これはあくまでも試算ですので、もちろん完ぺきなものではないと思えますけれども、1から3ページまでがまず旅券事務に使うということでミクロのほうから見ていただいています。それに対して4ページ、5ページというのは、全体経費を入れたかたちでマクロで見ていただいています。ですから、先ほどの1から3ページまでのところにつきましては、佐藤委員さんがおっしゃるように、例えば経費の按分の仕方とか、そういったものの考え方によっては収支トントンになっているんですね。あるいはマイナスになったりということもあるかとは思いますが、最終的にはこちらのマクロで見ていただければ、全体でこれだけ掛かっていますと。今回、旅券事務をやることによって、これだけ経費も増えるけれどもメリットも増えますということで見ていただいたところ、最終的な収支については改善が見られるという結果でございます。

櫻井委員：

ごめんなさい。これ佐藤さんの問題提起に私が横から口出すみたいになりましたけれども、この前の審議会でも問題になったのは、全体的なコストの中でどう見るかという視点をきちんと入れてくださいということだったと思うんですね。ですから、ミクロとマクロとおっしゃったけれども、この場合のミクロの計算そのものが趣旨に合っていないんじゃないですか、と。このミクロはこういうミクロにはなり得ないわけですね。なり得ないわけですから、だから、そのミクロが違うのであるならば、やっぱりそこはきちんと正して、より合理的なミクロの数字を出して、それをもっと合理的なマクロの数字と合わせて考えるということが必要ではないでしょうか。

佐藤委員：

確認します。マクロな数字を出すときに、利用率50%にしたときに、単年度で3,245万円のプラスになるというのは意味がないんですね。マクロとしての数字でちゃんと出しているのだから、これは単年度でやったらたまたま3,245って出るけれども、ということで、これはあくまで参考数字で、4ページ、5ページ目の計算上のところにはこれは出てこないということでよろしいんですか。

市町村課：

それで結構でございます。

佐藤委員：

マクロで15億が11億の赤に...、4億円圧縮できるというような、そういう試算であるということなんですね。

市町村課：

住基ネット全体でやっていますので、あえて旅券事務の部分だけ取り出した場合に、ミクロで見たようなかたちになるということですね。最終的にはマクロで見えていただいた部分というのが全体ですよということでご理解いただければと思っております。ですから、必ずしもこの1から3ページまでのミクロと4ページ、5ページのマクロがぴったり一致してくるかたちにはなり得ないということ...

櫻井委員：

私たちは今、この旅券事務の話をしているわけですよ。そうしましたら、このマクロの数字で見てくださいと。1ページから3ページまでのミクロの数字は意味がありませんというのでは、旅券事務についての具体的な話というのは極めてできにくくなるではありませんか。

市町村課：

すみません。意味がないということではないんですけれども、1から3ページまでは、全体の中であえて旅券事務にかかわる部分だけ、あえてそこを抜き出してみたと。本来的に言えば、先ほど課長から申し上げた部分、その1ページの4番の部分。これはパスポート事務に使う使わないにかかわらず掛かる経費ですね。パスポート事務に使わなくてももともと掛かっている経費、事務負担の部分です。それから、2ページの経費の2番の部分。この部分についても、パスポート事務に使う使わないにかかわらず掛かってくる経費ということで、前回、この部分というのは抜けていたわけです。それで、全体経費的なことも付け加えてくださいということで、その部分をあえて目に見えるかたちで入れさせてもらったのがこの1から3ページまででございますので、4ページ、5ページというのは当然これらを含んだかたちで全体の見せ方をしたものでございますので、そういう意味で、全く1から3が意味がないということではないんですけれども、必ずしもミクロの部分とマクロの部分で整合していない部分はありますということなんです。

佐藤委員：

あとでゆっくり精査しますけれども、単純に言いますと、15億が11億ですから4億ですよ。これが10年か12~13年ですから、年間3,000万ぐらいなんです。この3,245でなから合うんですが、ところが、その上の9,000万でやると10何億になるんですね。ということは、マクロのほうの試算というのは、どうも単年度でいうと3,245というものの意味が入っているのではないかなというような感じを持つんですよ。つまり平均にならしたら29年までの間で4億円強か弱のプラスですから、年間にしたら3,000万から4,000万ですよ。それですから、この50%の3,245が生きてきているのかなという気がするのです。

市町村課：

すみません。3ページの3,245万のメリットというのは5年間の費用対効果になります。

佐藤委員：

5年間、合計ですか。

市町村課：

ええ。年間ですと、確かに大体そのくらいの金額になるんですが、これは5年間の金額です。ですから、先ほど申し上げた1ページの4番と2ページの2番の部分というのは、もしかすると本来的にここに入れちゃうと計算が合わなくなるかもしれないんですけども、全体の経費が見えるかたちということで、あえて入れさせていただいたという趣旨でございます。

佐藤委員：

あとで精査してみますけれど、そうすると、これはますますおかしくなっちゃうんですよ。5年間で3,000万しか出ないものが、29年までの間に4億出るといのは合わないですよ。だから、それだと5年間だと9,000万、1億ぐらい出ている、それが15年だと3億出るとかいうので合うような気がするんです。

市町村課：

申し訳ございません。今の1ページの4番目、それから2ページの2番目、今回付け加えさせていただいた部分、この部分は無しというかさっ引いて考えさせていただくと、5年間で大体1億5,000万ぐらいのプラスというかたちで出てくると思います。ですから、ちょうどその3倍ぐらいで、なから計算的には合っているんですけども…。すみません、資料の作り方としてそのへんが申し訳なかったと思っておりますけれども。

不破会長：

最終的に費用の話というのは、われわれここでいくら掛かるからどうだっていうことを議論するものではないと思っています。これは得するからやるべきだ、損するからやらないべきだという議論にはならないと思うんですね。あくまでも個人情報保護という面で審議をする場ですので…。ただ、県として県民にきちっと説明をされていくという上で、こういうことをきちっと精査した上で、これだけ経費が掛かるんだけど県としてこういうメリットがあるからやるんだとか、こういう問題があるからやらないんだとか、ということを県としてきちっと常に把握をされておかないといけない。そういうことだと思います。その意味で、ちょっと今の部分、私もまだ分かりづらいですし、県民の1人としても非常に分かりづらい部分ですので、至急その部分はきちっとした説明に直していただきたいと思います。

清水委員：

あと、もっと根本的な問題なんですけれども、これは前回も私言ったつもりなんですけれども、行政にとってどれだけ費用対効果があり、住民にどれだけあってという、それぞれ見るのはいいのだけれども、それを足しちゃうというのが現実的じゃないと思うんですよ。住民にとってプラスになったお金を自治体にお金を入れてくれるのであれば差引き計算になるけれども、これは差引き計算じゃないんですよ。自治体が経営的に大変だというときに、さらに出費するという場合には、それは自治体そのものにとって、運営にとってメリットがあってプラスに転化していかないと駄目なんです。財政赤字というときに、もっとお金を出せば住民にとってはプラスが出てきますというのでは、経営破たんするんですよ、自治体は。ですから、住民がメリットになるお金は自治体に入れるという条例でも作って仕組みないと、差引き計算にはならないですよ。課題はあくまで行政の側のほうだけでプラスに転化するというものをいかに提示できるかですよ。そもそも住基ネットを作ることは、今の日本の自治体の財政赤字を解消していくことと関連づけられていて、人件費が掛からなくなります、いろいろな行政が簡略化できますと説明されていた。だから、導入しても行政にとってこれはプラスになるんだということで始まったはずなんです。それが今の計算の仕方では、行政側と住民側というのをクロスさせて差引き計算するとプラスになりますねという話になってしまっている。これは自治体が住民にさまざまなサービスをしていくときに自治体そのものも経営としてプラスにならなければいけないのに、これはどう見たってず

っとマイナスになっています。行政側のほうもプラスに転化できるという説明をしないと、駄目なんじゃないのかなと思いますね。佐藤さんが指摘した問題はもちろんありますけれども、もっと根本的な問題として、これはクロスできる問題じゃないと私は思いますけれど。

不破会長：

つまり、県民に説明するときに、行政側はこれだけの負担をしていきますよ。その結果、県の財政はこうなりますよと。でも、県民の皆さんにはこういうメリットもありますよと。並列した話になるということですね。

清水委員：

あくまでも。

不破会長：

相殺してどうだということではないと。

清水委員：

だから、行政の側としては住基ネットや公的個人認証にこういう出費をするから、その代わり今までのサービスについては節約せざるを得ない部分が出てきますよということを住民が納得してもらおうという関係にならないと駄目ですよ。

不破会長：

はい。それで安全策について、佐藤さんのほうからよろしいですか。

佐藤委員：

詳細はまた非公開ということで説明はありますけれども、前回から何を変えたかだけ簡単に申し上げます。

基本的には住基の端末機というのは、OSレベルでのユーザの確認と、それから操作者カードですね。ICカード、パスワード、この2つでやっているわけですが、パソコンがパソコンの端末機を使っているわけで、そこから例えばUSBで情報が漏えいしてしまうとか、画面のハードコピーができてしまうとか、そういうOSそのもののアクセス制御をちゃんとやらないと漏えいする危険があるのでということから、そのOSに対するレジストリといいますけれども、できる機能をうんと絞るようなツールを今回の住基の端末機に入れることになりました。それによってある程度のハード的なOSレベルでの脆弱性はそれで防御ができる。その場合に、しかしながらそのツールを入れるためには、逆にOSのID、パスワードがユニークになってしまう。つまり操作者一人ひとりごとにみんなそういうレジストリを書き換えるというツールではない。L A S D E Cが配布しているものは、それが共通的な運用になってしまう。そうすると、実質的にはOSレベルでのユーザIDによるアクセス制限というのはそういう意味ではできない。個人認証ができない。残るのはICカードだけだということになるわけで、そこを補うためにOSレベルでのユーザIDの管理の代わりに指紋認証という仕掛けを新たに入れて、本人の特定を厳密にしますという考え方を、前回は指紋認証を入れるということを申し上げていましたけれども、そのツールを、ある面、OSレベルでのユーザ管理が弱くなった部分を補う、より強力にするために指紋認証という仕掛けを入れて、それとICカードとのチェックと。この二重で運用するというところが前回から変わったところです。その他に関しては、基本的には前回のものを強化する、その基本的な方針に関しては変えておりません。以上です。

不破会長：

はい。では、今のところで、あとこれからは非公開の審議ということにさせていただきたいと思えます。非公開にする審議の内容は、先ほどの公的個人認証のLASCOMとLASDECとの間の通信の部分の問題点。これはLASCOMからの回答をもとに審議をさせていただくということと、今のパスポート発行のセキュリティの対策の部分についてだけ非公開とさせていただきますので、申し訳ありませんけれども、報道の皆様はご退席をお願いいたします。

(以下、非公開審議部分省略)

不破会長：

まず非公開の部分で審議させていただいた部分を、セキュリティ上というか許可された部分で話をさせていただきます。

まず、パスポート発行利用という部分で、技術的な面の検討につきましては佐藤委員と県のほうから説明を受けまして、この審議会としては了解をしたと。ただ、その中で国に対して少しシステムのやり方を変えてほしいという部分がありました。それについては、実施までの間にそれが完了していることという条件付きになりますけれども、その上で、技術面では安全策が進んだということはこの審議会として了承をいたしました。

それから、先ほどの公的個人認証でのLASCOMとLASDECとの間で障害が発生したということにつきましては、取扱注意の説明付きでLASDEC、LASCOM、総務省からの回答を拝見したということになります。この部分につきましていくつか問題点が指摘されて、また、そもそもこの資料が公開できない理由は何なのかと。この資料を公開してはいけない理由はどこにあるのか、ここに書かれている事項のどの部分をとって、それが公開されるとセキュリティ上問題が発生するのかということも明らかにしてほしいと。それを総務省、LASCOMにそれぞれ問い合わせをして、なぜ公開できないのかを示していただく。それも期限を付けて示していただくということになりました。以上です。公的個人認証の部分については、そういうことになりました。エラーがなぜ起きたのか、それから、その上でどういう措置をしたのかというのは了解をして、ただ、その全体的な見直しという面で注文が出て、その対策についてもLASCOM、総務省に問い合わせを行うことになりました。以上です。

それでは元に戻りまして、パスポート発行の部分での住基ネットシステム利用について、技術的な面では目途が立ったということをもとに議論を始めたいと思えます。先ほど問題提起をされていた櫻井さんのほうから。

櫻井委員：

そもそもの原点に立ち戻っての問題提起をさせていただきたいと思えます。今日、配られた資料を見ますと、これからの今後のスケジュール案として、来年2月から予算案の提出、4月から機器導入、7月には利用開始ということが明記されているわけですがけれども、私の多分認識不足の面もあるのかもしれませんが、私はこのパスポートに住基ネットシステムを利用するというのが、もう大前提として決まっているものであるという認識はありませんでした。技術的な検討を行い、住民の反応を調べ、予算関係のことを調べるという段階で、その先にもうこのようなスケジュールがあるということは承知はしていませんでしたけれども、それがどのようなプロセスでいつ決まったのかということも教えていただきたいことに加えて、この住基ネット利用に関する調査結果を見ますと、少なからぬ疑問がございます。例えば資料3-1ですけれども、県民に対するアンケート結果で41%、41%で賛否両論、真っ二つになっているわけですがけれども、この母数となっているのが旅券を申請した人だけになっているわけで、パスポート申請者を対象にした調査結果で半々になったというのでは、これは県民全体の動

向を反映するものであるということとは言えないのではないかと思います。それから、メリットが大きいという理由のところを見ましても、これは、一般住民がほかに住基ネットのメリットがないからパスポート事務のほかにないんだというふうな答えであるとか、住民票の添付が省けるというふうなことが載っていますけれども、こうしたことがパスポート事務に住基ネットを使う理由になるということ自体がちょっとおかしいのかなというふうに思います。それからその次の、住民にとってのメリットはあるのかどうかという資料3 - 1の2の市町村のアンケート結果ですけれども、住民基本台帳の担当課の回答でしかないわけですよ。担当したその課の職員がメリットが大きいとかデメリットが大きい、どちらとも言えないというのと、住民自身が本当にメリットが大きいと感じるかどうかの間には差があるのではないかというふうに感じますので、この調査結果をもって住基ネットをパスポート申請のときに使うんだということの資料にさせていただいては困ると思います。

不破会長：

以上の点について、市町村課さん、いかがでしょうか。

吉澤市町村課長：

まず第1点目でございますけれども、パスポート利用がいつ決まったのかというお話でございますけれども、2月の審議会におきまして、この審議会の委員さんにご協力いただきながら、具体的には佐藤委員さんでございますけれども、セキュリティ対策の検討を始めたいということで、資料3 - 1に書いてございますように、3月5日、5月20日、7月9日というようなかたちで順次ご相談させていただきながらセキュリティ対策を組み立ててきたのが作業でございます。それで8月6日というようなかたちになってございますけれども。その段階でどのような安全策、当面の安全策としてこういうかたちという案ができつつございまして、一方におきまして、内部で相談する中で6月29日付けで、これは前回の審議会でも資料としてお付けさせていただきましたが、「住基ネットについての長野県の基本的な考え方」というものをまとめさせていただきまして、その中の今後の方針という中の一部でございますけれども、表現といたしましては、「県の事務における住基ネット利用については、セキュリティ対策を中心に、現在本人確認情報保護審議会委員とともに検討を進めており、今後審議会に諮った上で…」、当時でございますけれども、「年内の実施を考えていく」というようなかたちで基本的な考え方をまとめさせていただいております。これに基づきまして、7月14日付で田中知事名で各市町村、あるいは市町村の議長あてに、ほぼ同様の表現でございますけれども、「併せて、パスポート発給等の県の事務への住基ネット利用についても、現在セキュリティ対策を中心に具体的な検討を進めております。今後、審議会に諮った上で、年内の実施を目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。」という表現での通知を出させていただいております。このあと、前回の8月11日の審議会におきまして案を諮らせていただきまして、それで今回、このようなかたちで、前回の指摘を再検討するというかたちでの案をもう一度お示しさせていただいております。今後のスケジュールの考え方でございますが、今後もっとも順調にといいますか、事務的に進めていく場合については、ここの資料3の5に書いてございますようなスケジュール、案として示させていただいておりますけれども、このようなかたちでの導入が可能であるという意味で出させていただいておりますので、先ほど申し上げました、審議会に諮った上でということになっておりますので、このへんにつきましては、何と言いますか、7月で決定しているというニュアンスでの考え方ではございませんので、これは1つのスケジュール案としてお示しさせていただきまして、本日の審議会のご意見等を踏まえまして、また田中知事も相談させていただく必要があるのかなというふうなかたちで、今、考えてございます。

中澤委員：

櫻井さんのおっしゃられた、いつ、どこで決めたんですかというお話なんですけれども、私は前回の

ときにも申し上げたつもりなんです、本末転倒しているわけですよ。利用をしたいから安全性について審議してくださいという格好で本来は来るべきだと私は思っているんですよ。そういう意味では、今の市町村課長さんの説明によれば、市町村へとかいろんなところに対してはとりあえずこういう利用を進める方向でいます、みたいな説明を積み重ねてきているというお話なんです、ただ、ここの審議会に対しては、いつから利用したいので審議をしてくださいという、そういう明確な意思表示はされていないと思うんです。そういうところをはっきりしていただきたいというのはひとつ感じております。一番最初に会長さんが、このアンケート結果を受けて県はどうお考えになりますかということをお聞きしました。そのとき国際課長さんですか、他県の状況を見たり、また県民の利用という観点から利用を進めていきたいという答弁をされております。私はこの話を聞いて、これが県の意思決定をどこかでしているんだなというふうに解釈をしたつもりなんです、そのへん、もう一度個人のお考えだったのか、最初の冒頭の答弁の確認をさせていただきたいと思っております。

ただ、そういう中で、櫻井さんのおっしゃられるようなメリット論、あるいはコスト論等から考えて利用すべきでないとか、そういうことは、私はこの審議会が言うべきことかどうかということに対して非常に疑問を持っております。あくまで、とりあえず利用をしたいとか、したくないというような決定というのは、県がきちり態度を表明した上ですべきというふうに思っております。

不破会長：

もう一度、この審議会の役割をまとめたいと思うんですけれども、この審議会は、本人確認情報を保護するという責任を持つ審議会であります。その意味で、本人確認情報を利用する今回のパスポート発行についても、これでほぼできるのかということを検討してくれということは、この審議会の在り方からいってもここで審議すべきことだと思っております。コストの問題についても、非常にコスト的に無理がある計画であれば、コストの面から安全性が破たんするということは起こり得ますので、コストの面は常にチェックをしていきたい。つまり、何十億掛ければ安全になりますよ、何百億掛ければ安全になりますよ。じゃあ、それでやればいいじゃないですかというのは、県の財政からいっても破たんをするので、無理のない範囲で。ですから、安全というのは技術的な面と、それから経費的な面と、人的な面とがあると思いますけれども、そういうところでコスト面の議論をするというのもあり得る話だと思います。

県民の意識調査については私どもも関心のあるところでありまして、最終的に県がそれを見てどう判断されるのか。県が最終的にどう判断されるのかということを出てくることではないかなと私は思っております。審議会としてこうですよ、審議会は県がこうやりたいと言ったことに対して、これはこうしなきゃ危ないですよ、これだと無理がきますよということはその都度申し上げて、これまでもきたつもりであります。公的個人認証も住基ネットもそういうスタンスで一貫してやってきたつもりであります。ただ、最終的にやるやらないをきちっと決めていくのは県の話でありまして、それは県が審議会に全部丸投げをして、審議会がいいって言ったからやるよとか、審議会が駄目だと言ったからやらないよという話ではなくて、県がまずどうしたいのかということをはっきりする。その中で、われわれは情報保護という面で審議をさせていただく。ただ、最終的にきちっと県民に説明する説明責任は県にあるわけですし、やるやらないをきちっと決めていただくのは県の側にあるのだというふうに考えて、この審議会を運営しております。今の中澤さんのご発言も櫻井さんのご発言もその範囲の中に沿って、県に対して「これ、どうなってるの」ということを申し上げているのだと思うんですけれども。では、中澤さんの先ほどの質問で、それは県の意思なのかどうかということ。

中澤委員：

補足しておきますと、国際課長さんの冒頭の発言は、利用したいというふうに明確にとらえられたと思います、私は。ただ、先ほど市町村課長さんの説明になると、決定しているわけではないというような説明になっちゃうので、そのへんがどうなんですか？ ということなんですけれども。

清水委員：

ちょっと言い方を換えると、決定しているのではないにしろ、県としてはまず今のところこういうふうを考えているんだと。審議会のほうで問題点を指摘していただけるのであれば、それは改善できるものでは改善して取り組みましょうと。あるいは、非常に深刻な問題があるので、県は今までAと考えていたんだけど、Bというふうに変えなきゃいけないか、というふうになるにしても、まずもとになる、今のところ県としてはこんなふうを考えているんですけどもというのがあったほうが検討はしやすいですね。何も考えていないんですけどもというふうに言われちゃうと、まさに先ほど不破さんがおっしゃった丸投げ状態になってしまうので、私らは法的責任主体ではなくて、意見を述べて、それが意味あるものだと県のほうで考えればそれを反映していただくという、それだけの関係ですから。

櫻井委員：

さっきもちょっと申し上げようとしたことなんですけれども、この本人情報確認審議会というのは、そしてこの席で住基ネットの問題をしっかりと取り上げてきたという事例は、全国の都道府県の中で長野県がもう突出しているわけですよ。皆さん方の努力もあって、市町村の強さもあって、ほかの県に類例のない詳しい調査もすることができましたし、この住基ネット及びその中に含まれている個人情報についての非常に貴重なデータであるとか考え方というものを、私たちは提示できてきたというふうに思っております。だからこそ、この住基ネットをパスポートの申請事務に使うかどうかということについては、他県の様子を見ながらというスタンスはちょっとやはりあまりにも残念だと思うんですね。他県の様子を見てやるんだったら、私たちがこのように東京からわざわざ来たり、地元の委員の方も遠くから来たり、日曜日に皆さんもこの県庁に来て議論する必要はないのでありまして、何のために今まで長野県でこれだけの調査であるとか、会議というものを重ねてきたのかということを考えれば、他県がやってるから、じゃあうちもやりましょうというのは、ほとんど問題意識を欠落させていると言わなければならないと思うんですね。そしてもう一つは、国際的な流れを見てみますと、パスポートの在り方そのものが非常に大きく今、変わりつつあります。もうさっきのお金の面で、財政面での収支は平成20何年という10年先のことが書いてありましたけれども、10年先に4億5,000万円これによって得ましたなんていうことがほとんど絵空事になるくらい大きなシステムの変換というものを私たちは迎えようとしているときに、今現在の状況だけに立ってこのようなことに踏み切っているのかということも考えなければならないわけで、そこまで考えるのが本当に県民の利益を考えた上での行政なんだと思うんですね。そこまで考えることができるだけの資料とディスカッションというのを、全国の都道府県の中で唯一長野県が重ねてきたのではないかと私は思いますから、安易に周りを見てとか、安易に何となく7月までのスケジュールを作ってそのままいくというのは、あまりにももったいないし、ご自分たちが発掘した情報及びそれによって磨いてきた知性に対する侮辱であると考えます。

不破会長：

市町村課さん、いかがでしょうか。

吉澤市町村課長：

基本的なスタンスという部分につきましては、住基ネットの県のパスポート事務については利用する方向というのが基本的なスタンスで、事務的にも進めてまいったわけでございますけれども、その中で、安全面の検証が必要であると、さらにコスト面についてもというご指摘もありまして、併せて進めさせていただいておりまして、前回の審議会の委員の皆様のご指摘に基づいて私どもとしましては非常に知恵が足りないものですから、このようなかたちでしか本日段階では資料をそろえられないというのは事実でございます、そういった意味で、時期につきましては、もう既に当初考えていた年内というのは

全く無理な状況でございます。予算化する必要もございまして、そういった意味においては、さまざまな方面からの検討というものもさらに必要なのかなとも思いますので、方向としては利用する方向ではないかというのが基本的な考えなんですけれども、いつという意味では、全体で判断しなければいけないのかなと考えております。

不破会長：

ちょっと今のお話、明確に伝わってこなかったんですけれども、ややもすると、この審議会が了解すれば、もうあとは全く問題なくバンバン進めていけるんだとか、この審議会が了解しないから駄目なんだとかというに...

吉澤市町村課長：

そのようなつもりで申し上げている意図はございません。私どもが内部で検討するときには及び得ない方面の観点等をこの審議会の委員の皆様にご覧いただきたく思いますので、それをもう一度検証し直す、検討し直すということを入れていかなければいけないと思っているということです。

不破会長：

あくまでも、主体的に決定をするのは県であるということですね。その意味で、検討の材料としていろいろな意見をここで述べるのであって、今ここでゴーサインを出す、出さないということではないと思いますけれども。ほかの委員さん、いかがでしょうか。佐藤さんのほうで今まで技術的な面ではもうご報告があったわけなんですけれども、ほかの面ではいかがでしょうか。

佐藤委員：

アンケートにもあるとおり、よく見ている人がいるなと思うんですが、住基ネットを本当に県民が使うときに何か役に立つシステムあるの？ と言ったときに、パスポート発給ぐらいしかないという。これが実は裏返すと、住基ネットの悲惨さを物語っているわけなんですけれども、そういうものを前提として、じゃあそれをいかに有効に使っていくかという視点で考えると、これは導入していくという考え方が出てくると思います。その判断は、さっきから言うとおり、行政がする話で、われわれ審議会委員がそれについての個人的な感想はあるにしても、それ以上つっこむという権限はないと思います。個人的な感想は、せめてパスポート発給ぐらいに使えないと、もう住基ネットは何も使えないというような気持ちではあります。公的個人認証がこれよりももっと大きな仕掛けで日本中で広まったわけなんですけれども、あの電子証明書の発行部数、それから、前から指摘していますとおり、何に使っているんだということを見ると、膨大な無駄をしているわけです。それに比べれば、住基ネットをパスポート発給に使うことは、非常にミクロですけれども、それは多少の足しにはなると思います。安全性はそれなりのものは確保できたと思います。ですから、あとはそれをトータルに見て住基ネットそのものの在り方まで含み込んで、平成29年までいったときにまだ十何億の赤字があるわけですから、そのところをどういうふうにしていくかという大きな議論の中で政治的な判断を県としていただくということしか、私としては申し上げられないわけです。

不破会長：

このことについての審議は以上でよろしいでしょうか。今、いくつか意見を述べさせていただきましたので、それをもとにこれから県のほうで判断をいただくとしたいと思います。ただ、せっかく意見を述べさせていただいた関係からいうと、それぞれの意見に対してどう県は判断をしたからこういう判断になったというようなこともお示しいただければと。そうでなければ、何のためにここで集まったのか分かりませんので、そのことをお願いいたします。

中澤委員：

私は上伊那の市町村ということでお願いをしておきますと、県の方はご存じだと思いますけれども、住基カードの普及はかなり進んでいると思います。そういう中では、市町村の窓口ではこういうことに使えますよということを説明して普及も進めてきたところでもあります。ですが、現実的に使われていない。確かに、まだ数の割合は普及が県内では進んでいるとはいっても、それは確かに少ないものです。ですが、そういう説明を信じてというか、信用をして受け取った住民、県民の方もおられる。こういうことも事実ですので、役場が、窓口がうそを言ったというようなことにならないように、是非、私としては早く進めていただきたいと思っております。

不破会長：

そのことも少し関係しますけれども、参考資料で出ております住基カードの交付状況について説明をいただいて、後ろのほうに上伊那の利用状況というものも出ておりますので、併せて県と中澤さんに説明いただきたいと思っております。

吉澤市町村課長：

参考資料でございますけれども、住基カードの発行件数につきましては、一番上の表のところにお示ししてございます。9月末現在で6,972件ということでして、人口比で見ますと0.32%というような状況になってございます。あと、広域交付等につきましては記載のとおりでございます。

中澤委員：

それでは、裏のページであります。上伊那広域の10の市町村ではいわゆる条例使用ということで、住基カードに自動交付機を利用する機能と印鑑登録証カードとしての機能を持たせております。条例で機能付加をしているのは県下では唯一かと思っておりますので、1年間の状況についてまとめたものがこの表ということになっております。

まず、上伊那10市町村における住基カードの交付状況はそういう機能付加をしたということもあったんでしょうけれども、約4,000枚を超えた状況ということで、2.1%ほどであります。10市町村がありますので、多い市町村では5%近くに達しているところもあります。自動交付機、いわゆる住基カードそのものの利用というのではなくて、そこで機能付加した自動交付機の利用状況をご覧くださいますと、15年度、これは15年の8月から16年の3月までの状況でございますが、これが総件数840件。それに対しまして、今年の4月から9月30日までの状況で1,919件ということで128%の増加という状況であります。また、設置場所別の状況だとか証明種類別の状況につきましてはそこに書かれたとおりでございますが、伊那市役所で前期に比べて非常に多くなっている。また、印鑑証明はやはり16年度前期でかなり増えている。これにつきましては、伊那市で本格的な印鑑証明機能を付加したというのが今年から始まった、そういうことによるものだと思っております。また、このカードを利用して休日時間外の住民サービスを図っていきたいということで住基カード待ちだったわけですが、この目的の1つの休日時間外のサービス利用状況を見ていただきますと、これは今年の前半期だけの状況ですが、393件という状況になります。住基カードの交付枚数が約4,100枚くらいというところから見ますと、10%くらいの方がこういう時間外でのサービスを楽しんでいるということでありまして、上伊那では住民サービスそのものの向上を目的にして、人手によらない365日時間外における窓口の証明発行サービス、自動交付機による証明発行サービスを計画してきたところですが、こういった初期の目的は果たせたというふうに考えております。あと、本年度において設置場所を2カ所増やし、また、ちょうど明日からですが、税関係の証明もするというところで拡大を図っております。こんな状況であります。

不破会長：

こういう利用が増えていく中で、上伊那の場合はまさに安全策の第3次にあるような共同センターというようなものがあって、だから市町村も安心して利用が増やしていけるという一面はありますでしょうか。つまり、上伊那情報センターが果たす役割といたしますか。

中澤委員：

そうですね。いわゆる基幹業務系のものについては全く情報系のネットワークとは別に独立させてやっておりますので、今までご指摘されたような心配というのは市町村の職員の方はなさっておられないと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。それでは、まだ意見もあろうかと思えますけれども、だいぶ時間も超過いたしましたけれども、本日の議論をまとめさせていただきたいと思えます。

私どものこの審議会は、本年12月までが任期ということになっております。もちろんこの審議会自体は法律で設置は義務付けられているものですので、審議会自体はこれからも続きますけれども、私ども審議会のメンバーはこの12月でひとつの締めくくりを迎えるということです。この間に審議会が今日で14回目、また市町村の調査ですとか説明会とか、それから、検討会なども開きまして、全部で33回、この2年間で全審議委員が集まることがあったと。そのうち、5回は東京で行いましたけれども、全体のほぼ9割になる29回が長野県下で開かせていただいたということになります。その意味で、東京から集まって来られた方も、また遠く伊那から来られた委員もおられますし、長野にいる委員も長野にいるからということで余計にここに全委員が集まらないときにも来なくちゃいけないということもあったかと思えます。これまでいろいろとやってまいりましたけれども、この2年間で締めくくる意味で、もう1回審議会を開かせていただいて、そこできちっとした、これまでわれわれがやったことを総括したい。報告を出したいと、記録として残すために出したいと思っております。次回の審議会が12月の2日、さっき事務局のほうには11月の話もしましたけれども、12月2日の10時からここで開かせていただきたいと思えます。また、それまでにいろいろな記録をまとめたりする中で事務局の手を煩わせることもたくさんあろうかと思えますけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日どうもありがとうございました。以上で議事を終えて、司会を事務局のほうに返したいと思えます。

佐藤企画幹：

本日は長時間にわたりまして活発なご議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第14回長野県本人確認情報保護審議会を閉会させていただきます。

小林総務部長：

会長さん、1点よろしいでしょうか。先ほど櫻井委員さんからもいろいろご指摘があったのですが、国際課長が発言をいたしました、全国で住基ネットをパスポート利用しているのが46都道府県あって、やっていないのは長野県だけだと。だから、やりだいなだと。こういうことは私と国際課長の間で一度も聞いたことがございませんし、またそんなつもりで審議会の委員さんの皆様方にこれまで本日を含めて14回、いろいろと他の県にないような取り組みをしていただいているということでございますので、もしできましたら、国際課長からもう一度、先ほどの発言について改めてお話しをここで最後にさせていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

合木国際課長：

すみません。私、言葉不足で誤解を招いたかもしれませんが、申し上げたかったのは、全国で

住基ネットが導入されまして、パスポートの事務に関しては46都道府県で利用されておりまして、長野県だけがそういったサービスが提供できていないという状況があるということをございまして、他県がやっているから長野県もやりたいと、そういう意味で申し上げているわけではございません。前回、あるいは今回の審議会におきまして皆様からいろんなご意見、あるいはご要望なりもいただきましたので、こういったものに対して、県としてどう考えていくか。その点をしっかりと整理をしまして、またご説明を申し上げたいと思っております。誤解を招くような発言をしてしまいまして申し訳ございませんでした。

小林総務部長：

それから、できましたらまた委員の皆様方に、ちょうど櫻井委員さんがご指摘されましたように、今後、パスポートが本当に数年以内にどういうふうになるんだろうと。そういう中で、技術面の安全性が確認されたからといって本当に導入していいのかわかるかどうか、ちょうど金曜日に議論したばかりなんでございます。したがって各委員さんの立場から、また新たないろいろな情報とかご提言をいただければ私どももまた参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくまた情報提供等をお願いできればと思っております。すみません、お時間を取らせてまして申し訳ありません。

佐藤企画幹：

それでは、次回12月2日の10時からということで、委員の皆様、大変お忙しい中でありましてけれども、ご都合をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、これで審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。